

大垣市第五次男女共同参画プラン（素案）

目 次

第1章 男女共同参画プランの概要

1	プラン改定の趣旨	1
2	プランの位置付け	2
3	プランの期間	9
4	プランの策定体制	10

第2章 男女共同参画に関する状況

1	男女共同参画に関する社会の動向	11
2	本市の現状	15
3	市民意識調査の結果（概要）	21

第3章 プランの基本的な考え方と基本施策

1	プランのめざす姿	37
2	基本理念	37
3	基本目標	37
4	プランの施策体系	38
5	プランの基本施策	39

第4章 プランの推進体制と役割分担

1	推進体制	58
2	推進拠点（大垣市男女共同参画センター）	58
3	関係団体等との連携	58
4	役割分担	59

第1章 男女共同参画プランの概要

1 プラン改定の趣旨

1999年（平成11年）6月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、その前文において、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」としています。

その上で、同法の第2条では、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

国においては、この「男女共同参画社会基本法」に基づき、2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」を策定して以来、3度にわたる改定を経て、2020年（令和2年）には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定しました。

また、2015年（平成27年）9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」では、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することにより、男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化や社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

本市においては、男女共同参画社会の実現をめざし、2000年（平成12年）に「大垣市男女共同参画プラン」を策定し、2003年（平成15年）には「大垣市男女共同参画推進条例」を制定、2005年（平成17年）3月には、岐阜県下初となる「男女共同参画都市宣言」を行い、2017年（平成29年）10月には「大垣市男女共同参画センター」をオープンさせるなど、男女共同参画に関する取り組みを着実に推進してきました。

しかしながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めていくうえで大きな障壁となっている固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、多様な分野における女性の活躍推進や男性の家事・育児への参画推進、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止など課題は多く残っています。

本プランは、第四次プランの期間終了を受け、前プランを踏襲しつつ、社会情勢等の変化による新たな課題への取り組みや国等の動向に対応しながら、本市における男女共

同参画の推進に関する施策を、引き続き、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 プランの位置付け

(1) 法令上の位置付け

このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」とします。

【男女共同参画社会基本法】

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

また、このプランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく推進計画とし、「大垣市女性活躍推進計画」として位置付けます。

なお、推進計画に該当する部分は、第3章「4 プランの施策体系」における「基本目標2 性別による格差がなく男女がともに活躍できるまち」と、「基本目標1 男女共同参画意識が浸透したまち」の「施策の方向(2) 家庭・地域生活における男女共同参画の推進」の「主な施策① 家庭内における男女共同参画の推進」及び「施策の方向(3) 学校等における男女共同参画の推進」の「主な施策① 児童・生徒に対する男女平等教育及びキャリア教育の推進」となります。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

第6条

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

さらに、このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画とし、「大垣市DV対策基本計画」として位置付けます。

なお、基本計画に該当する施策等は、第3章「4 プランの施策体系」における「基本目標3 DVを許さない意識が浸透し安全・安心に暮らせるまち」となります。

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

第2条の3

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

このプランは、「大垣市男女共同参画推進条例」の第10条に基づく「男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（男女共同参画プラン）」とします。

【大垣市男女共同参画推進条例】

第10条 市は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「男女共同参画プラン」という。）を策定するものとする。

(2) 国・県計画との関係

このプランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」や、岐阜県の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」と整合を図った計画としています。

(3) 本市の各計画との関係

このプランは、2018年度（平成30年度）から30年後にあたる2047年度（令和29年度）の本市のあるべき姿を示した「大垣市未来ビジョン」を上位計画とし、「基本構想」における「未来のピース」のうちの、「みんながあったかいまち（ピース4：健康・福祉・人権）」に位置付けられています。

【大垣市未来ビジョン 基本構想】

3 未来都市像

「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」

4 未来のピース

(4) みんながあったかいまち（ピース4：健康・福祉・人権）

② 地域のつながり

【多文化・多世代でつながる】

日本人や外国人だけでなく、性別や年齢、居住地や職業などにとらわれず、それぞれの立場で互いを尊重しあい、高めあうことで、あったかい社会が確立されています。

また、基本構想の実現のための施策を体系的に定め、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくための「大垣市未来ビジョン第2期基本計画」（計画期間：2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度））においては、「男女共同参画・多文化共生」の分野として位置付けられています。

【大垣市未来ビジョン第2期基本計画】

第3節 分野別計画

4 みんながあったかいまち（健康・福祉・人権）

(8) 男女共同参画・多文化共生

④ 施策

1) 男女共同参画の推進

男女共同参画に関する意識の啓発や女性の活躍を推進するとともに、家庭や職場、地域等において、男女がともに役割と責任を協力して担う意識の啓発を図ります。また、女性が抱える様々な悩みに寄り添い、支援します。

【主な取り組み】◆ 男女共同参画に関する意識の啓発

◆ 女性活躍の推進

◆ ワーク・ライフ・バランスの促進

◆ 女性に対する相談体制の充実

また、人口減少時代に対応できる力強い大垣市の創生に向けて更なる取り組みを進めていくための「『水の都おおがき』創生総合戦略」（計画期間：2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度））においては、「基本目標3 安心できるまちづくり」に位置付けられています。

【第2期「水の都おおがき」創生総合戦略】

基本目標3 安心できるまちづくり

基本施策(4) 互いを尊重しあえる社会の構築

具体的方策① 男女共同参画の推進

その他、関連する個別計画と整合を図ったプランとしています。

【大垣市第三次子育て支援計画】

基本目標Ⅰ 子どもたちの笑顔あふれるまちづくり

1. 保育・幼児教育の充実
 - (1) 保育・幼児教育の場の提供
 - (4) 多様な保育ニーズへの対応（公立・民間）
2. 子どもの居場所の提供
 - (4) 学童保育の実施

基本目標Ⅱ 子育ての幸せ感じるまちづくり

2. 相談・情報提供体制の充実
 - (1) 子育て世代包括支援センターの開設・運営
 - (2) 相談体制の充実
 - (3) 情報提供体制の充実
5. 子育て支援サービスの充実
 - (2) 保育サービスの充実
 - (3) 緊急時の子育てサポート
6. 特に配慮を要する家庭への支援の充実
 - (1) ひとり親家庭への支援
7. 児童虐待防止対策の推進
 - (1) 児童虐待防止対策の推進

基本目標Ⅲ 健やかに親子が暮すまちづくり

2. 母子保健の充実
 - (1) 母子保健の充実

基本目標Ⅳ 子育てをみんなで支えるまちづくり

3. 子育てと仕事が両立できる環境づくり
 - (1) 就労相談の開催
 - (2) ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた啓発

【大垣市雇用戦略指針】

第5章 地域雇用の推進施策

1 地域雇用の推進施策

(3) 多様な働き方の支援

② 国や県等の関係機関と連携して、企業に対するワーク・ライフ・バランスの周知や、ハローワーク大垣のマザーズコーナーの活用、子育て総合支援センター等における職業相談の実施などにより、子育て中の女性や、離職した女性の再就職を支援するとともに、「イクボス」の推進などにより、女性の活躍を支援します。

⑦ 高齢者や女性、若年層等を対象とした、国や県等が主催する「就職応援セミナー」等を積極的にPRして支援します。

2 雇用戦略指針の実現に向けて

(5) 女性の活躍の推進

企業の活動、行政、地域などの現場に多様な価値観や新しい視点、創意工夫をもたらす「女性の活躍」の機会創出のため、良質な家事・子育て支援サービスの充実、国・県等が実施する女性の活躍のための政策の積極的なPRに取り組んでいきます。

【大垣市人権施策推進指針（第三次改定版）】

3 分野別人権施策の推進

(1) 女性の人権

(13) 性的指向・性自認を理由とする人権侵害

【おおがき生き生きヘルスプラン】

○健康寿命延伸対策（大垣市第3次地域保健計画）

基本施策1 生活習慣の改善と疾病予防への支援

(3) こころの健康づくりへの支援

(6) 健（検）診等による健康管理の促進

基本施策2 親子の健康づくりへの支援

(1) 健やかな子どもの成長への支援

○自殺予防対策（大垣市第2次自殺対策計画）

基本施策3 生きることの促進要因への支援

(6) 女性・子ども・若者に対する支援

【大垣市第三次防犯基本計画】

4 推進基本施策

(2) 女性の安全確保

女性に対する暴力等の犯罪から安全を確保するため、情報の提供や助言その他必要な支援を行うよう努めます。

【大垣市地域防災計画（一般対策計画）】

第2章 災害予防

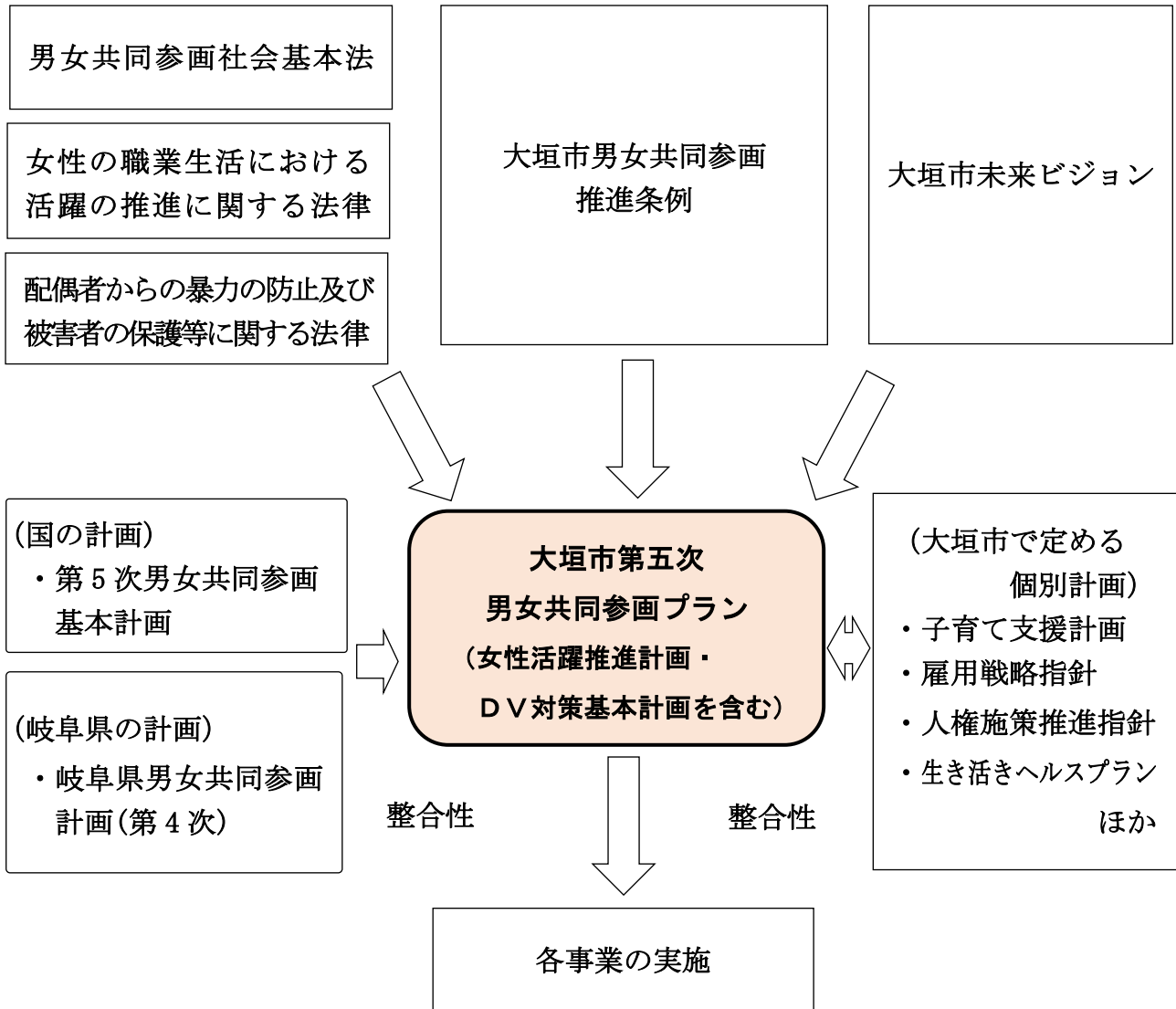
第1節 総則

第1項 防災協働社会の形成推進

2 推進体制

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

<大垣市男女共同参画プランの位置付け>



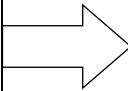
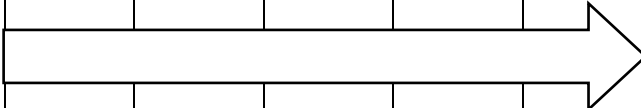
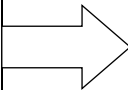
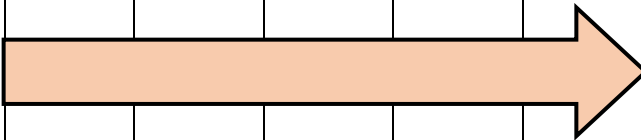
3 プランの期間

このプランは、2023年度（令和5年度）を初年度とし、2027年度（令和9年度）を目標年次とする5か年のプランです。

なお、この期間は、「大垣市未来ビジョン第2期基本計画」と同じ期間です。

また、策定後は、プランに掲げる施策が着実に実施されるよう進捗状況の把握に努めるとともに、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化などに適切に対応していくため、施策の方向を確認しながら、各施策に基づく事業を実施していきます。

＜大垣市第五次男女共同参画プランの期間＞

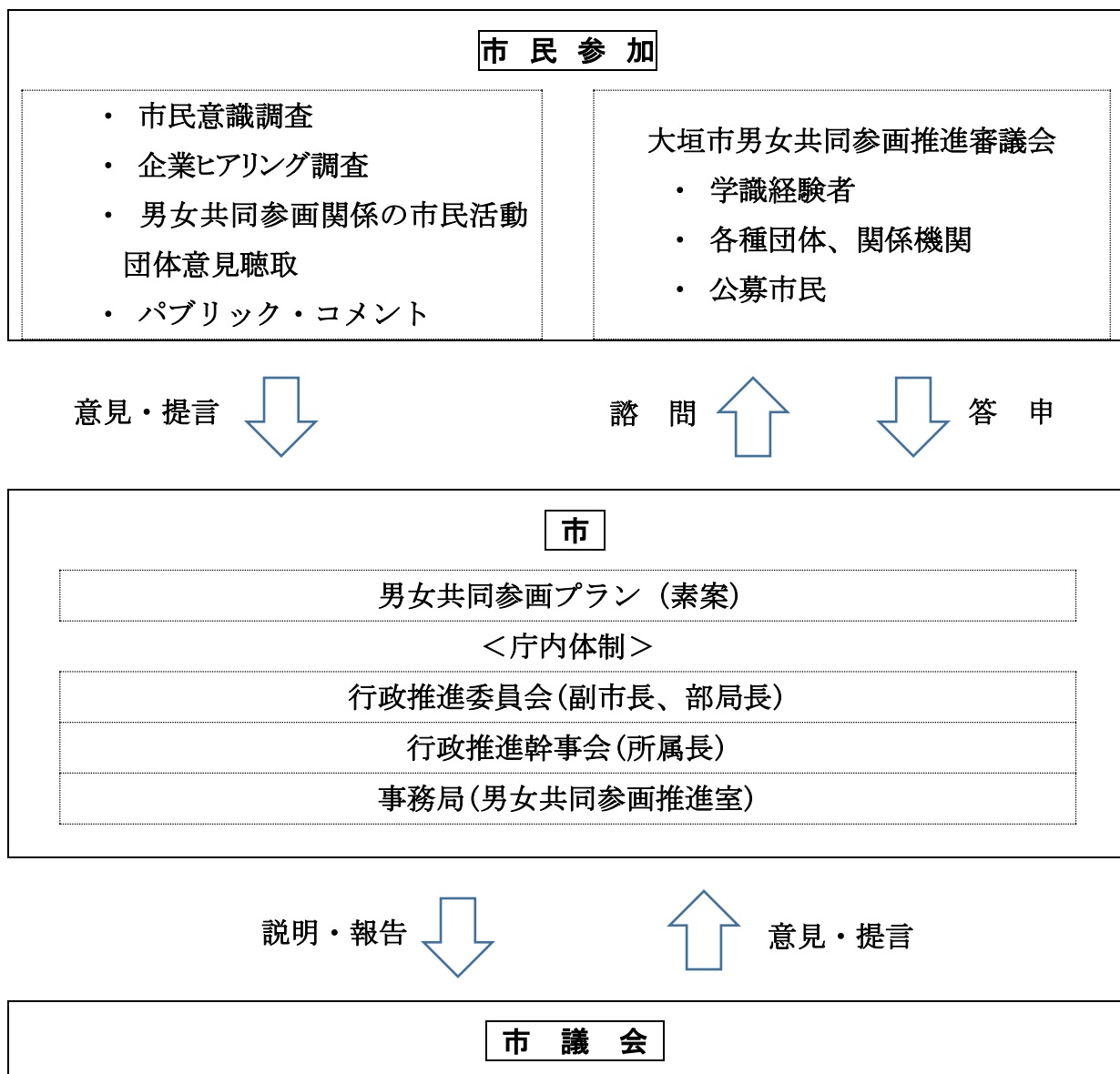
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
大垣市未来ビジョン 第1期基本計画(5か年)						
大垣市未来ビジョン 第2期基本計画(5か年)						
大垣市第四次男女共同参画 プラン(5か年)						
大垣市第五次男女共同参画 プラン(5か年)						

4 プランの策定体制

プランの策定にあたっては、男女共同参画に関する社会情勢、国や県の計画等を考慮しながら、本市の状況や男女共同参画に関する現状と課題、施策の取組状況を検証しました。

また、男女共同参画に関する市民意識調査を実施するとともに、学識経験者、各種団体、関係機関、公募市民の委員からなる「大垣市男女共同参画推進審議会」での審議や市内企業へのヒアリング、市内で男女共同参画に関する取り組みをしている市民活動団体からの意見聴取、パブリック・コメントを実施するなど、幅広い意見を集約することにより策定を進めました。

<男女共同参画プラン 策定体制>



第2章 男女共同参画に関する状況

1 男女共同参画に関する社会の動向

(1) 国の状況

2020年（令和2年）12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画では、「すべての女性が輝く令和の社会」を掲げ、次ページに示した「基本的な考え方」に基づき、男女共同参画を推進していくこととしています。

(2) 岐阜県の状況

岐阜県では、2019年度（平成31年度）から2023年度（令和5年度）を計画期間とする「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」について、新型コロナウイルス感染症拡大並びに国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえた見直し、「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」との統合の観点から、2022年（令和4年）9月に中間見直しを行いました。

同計画は、「男女共同参画社会の実現」をめざす姿として、次の4つの政策の柱のもとに取り組まれています。

- 1 あらゆる分野における男女共同参画
- 2 働く場における男女共同参画
- 3 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会の実現
- 4 男女共同参画推進の基盤づくり

(3) SDGsとの関連（14ページ）

2015年（平成27年）9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の前文では、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」としています。また、17のゴールの1つとして「ジェンダー平等」を掲げるとともに、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである。」としています。

＜第5次男女共同参画基本計画（国）の策定における基本的な考え方＞

1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- (1) 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- (2) 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- (3) 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- (4) あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

2 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単身世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (5) デジタル化社会への対応（Society 5.0）
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (7) 頻発する大規模災害
- (8) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

3 基本的な視点と取り組むべき事項等

- (1) 男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。それが、持続可能な開発目標（SDGs）の実現にも不可欠である。また、若年世代を主体とした取組と連携し、持続可能な活力ある我が国経済社会を次世代に引き継ぐことが重要である。
- (2) 指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。そのため、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第2条第2号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含め、人材登用・育成や政治分

野における取組を強化する必要がある。

- (3) 男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。その際、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が男女どちらかに不利に働かないよう、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要がある。
- (4) 人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。
- (5) AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。
- (6) 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。
- (7) 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。
- (8) 頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進めることが必要である。
- (9) 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。
- (10) ①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



《SDGsの目標》 本プランに関連する目標：1、3、4、5、8、10、16、17

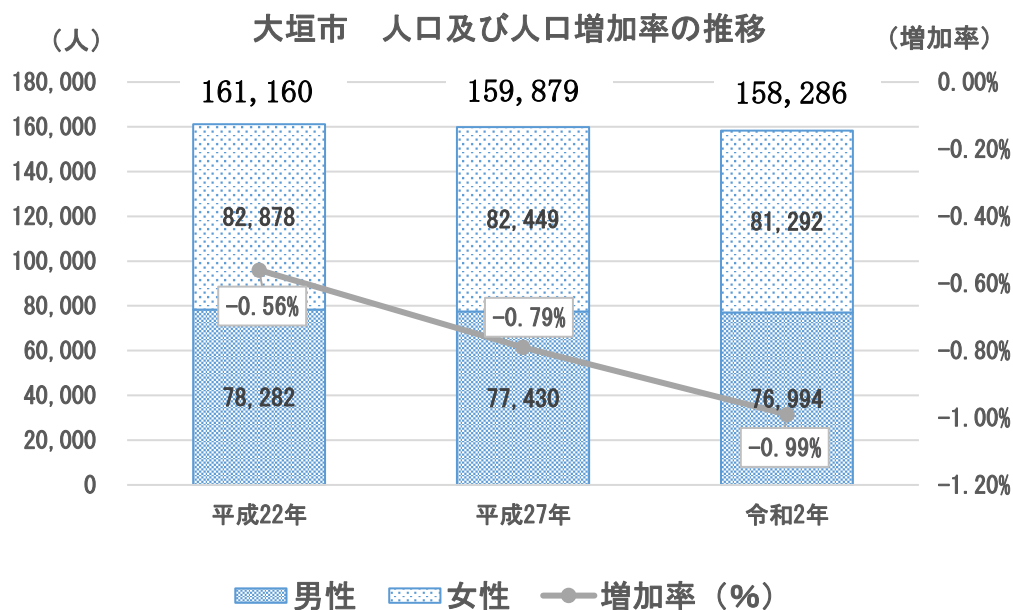
- 1 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
- 2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- 8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 10 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する
- 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する
- 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2 本市の現状

(1) 人口等の状況

① 人口及び人口増加率の推移

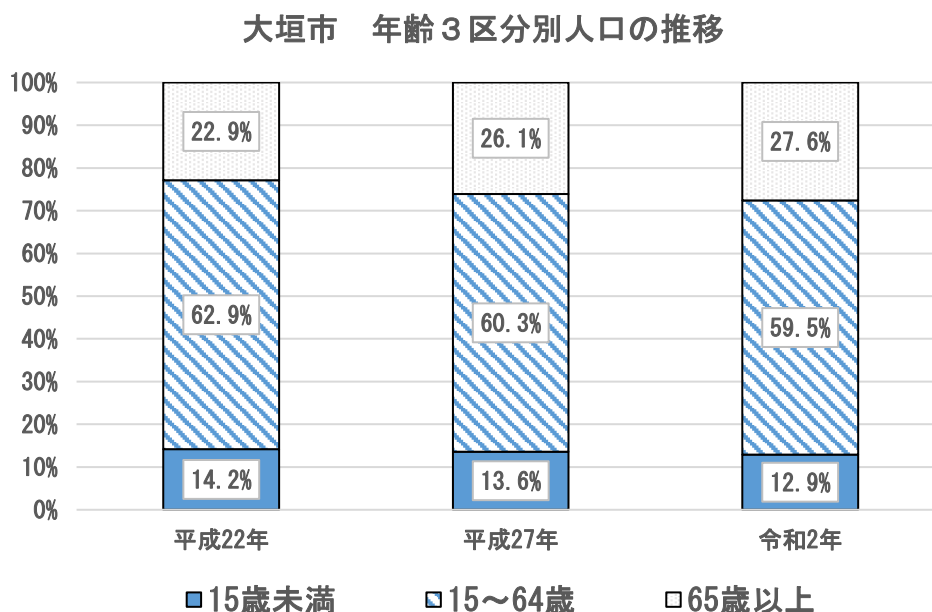
本市の人口は減少傾向にあり、令和2年の国勢調査では、5年前の平成27年と比較すると1,593人減少し、158,286人となっています。



資料：国勢調査

② 年齢3区分別人口の推移

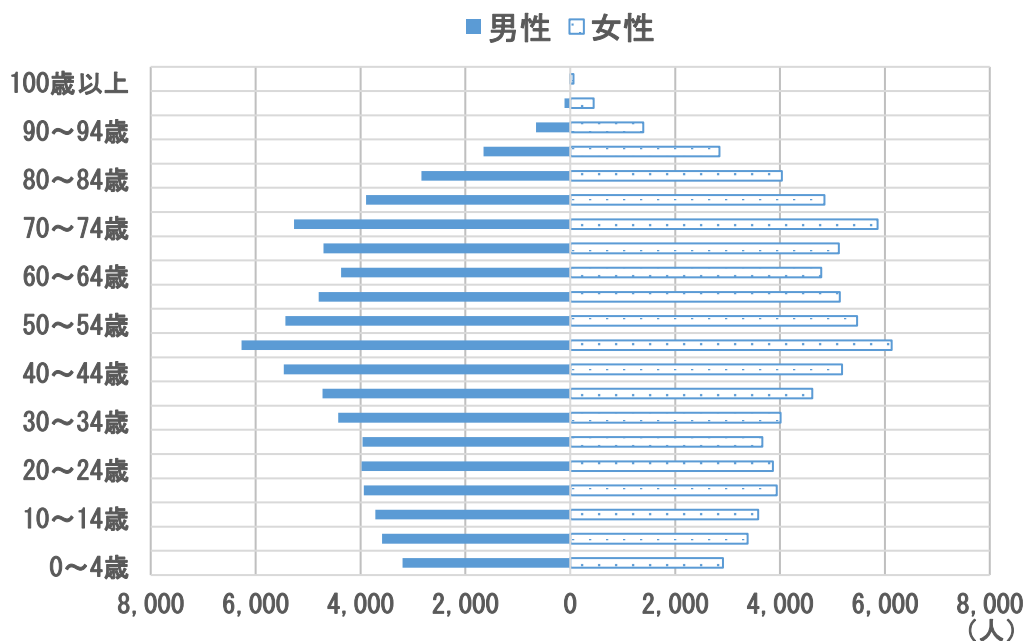
本市の年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満と15～64歳人口の割合が減少し、65歳以上の人口の割合が増加しています。



資料：国勢調査

③ 人口ピラミッド

本市の人口ピラミッドでは、男女とも45～49歳が最も多く、年齢が下がるにつれて人口が減少しており、少子化が進んでいます。



資料：国勢調査（令和2年）

④ 社会的増減

「統計からみた大垣市の現状」（岐阜県環境生活部統計課 2022年版）によると、本市の人口の社会的増減（転入転出状況）は、2008年（平成20年）以降、転出超過の傾向にあり、職業上を理由とした20代の転出超過が多くなっています。

【全体の転入転出差】（前年10月～9月まで） (人)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
男 性	3	△19	80	△44	△30
女 性	2	△62	△147	△114	△102
合 計	5	△81	△67	△158	△132

【20代の職業上の理由による転入転出差】（前年10月～9月まで） (人)

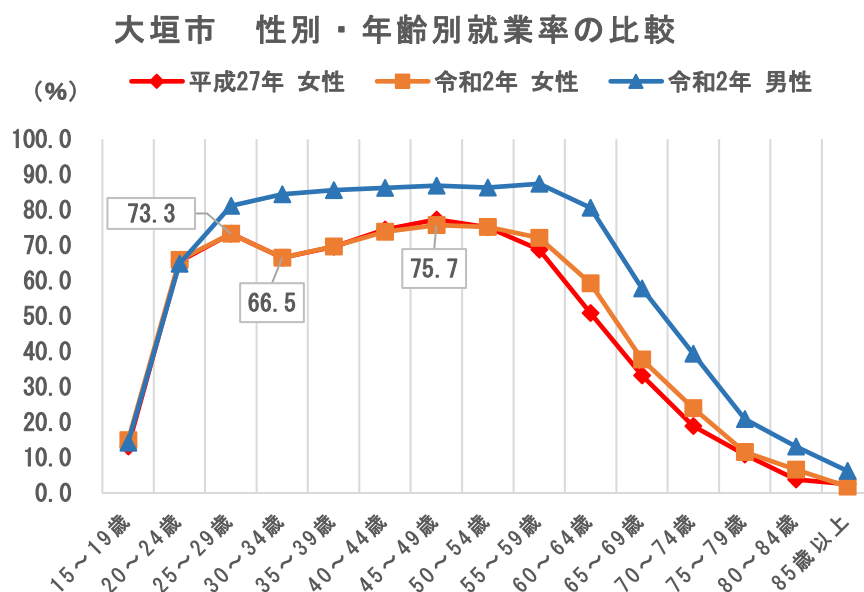
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
男 性	△95	△124	△113	△80	△16
女 性	△39	△73	△144	△138	△116
合 計	△134	△197	△257	△218	△132

(2) 就労等の状況

① 性別・年齢別就業率の比較

本市の性別・年齢別就業率を男性・女性で比較すると、24歳までの若年層ではほぼ同じ率となっていますが、それ以降の年齢階級では男性の方が高い率となっており、男性は25～29歳で81.2%、30～59歳までは80%代後半で推移しています。

女性の令和2年の就業率を平成27年と比較すると、40～44歳、45～49歳、85歳以上では若干下降しましたが、他の年齢階級では上昇しています。女性の就業率において、出産・育児期にあたるM字カーブの底は、30～34歳となっています。



資料：国勢調査

※本市の令和2年の20～69歳の就業率

男性：80.7% 女性：67.0%

※M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率又は就業率を年齢階級別に折れ線グラフ化した際に表れる特徴的な曲線のこと。学校卒業後の20歳代でピークに達し、30歳代の出産・育児期に落ち込み、育児が一段落した40歳代で再び上昇する。

② 従業上の地位別就業者数（雇用者のみ）の全国・岐阜県との比較

本市の令和2年の従業上の地位別就業者数（雇用者のみ）をみると、女性では、正規の職員・従業員よりも非正規の職員・従業員の割合が9.4ポイント高くなっており、男性では、正規の職員・従業員の割合が82%を超えています。

	性別	正規の職員・従業員		非正規の職員・従業員				
				パート・アルバイト・その他		労働者派遣事業所の派遣社員		非正規計
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	割合 (%)
大垣市	男性	27,856	82.4	4,720	14.0	1,216	3.6	17.6
	女性	13,547	45.3	15,241	50.9	1,139	3.8	54.7
岐阜県	男性	336,305	81.6	64,652	15.7	11,058	2.7	18.4
	女性	166,343	44.0	199,063	52.6	12,779	3.4	56.0
全国	男性	20,065,078	81.6	3,877,779	15.8	638,324	2.6	18.4
	女性	10,731,753	48.0	10,745,470	48.0	883,817	4.0	52.0

資料：国勢調査（令和2年）

③ 管理的職業従事者に占める女性割合の全国・岐阜県との比較

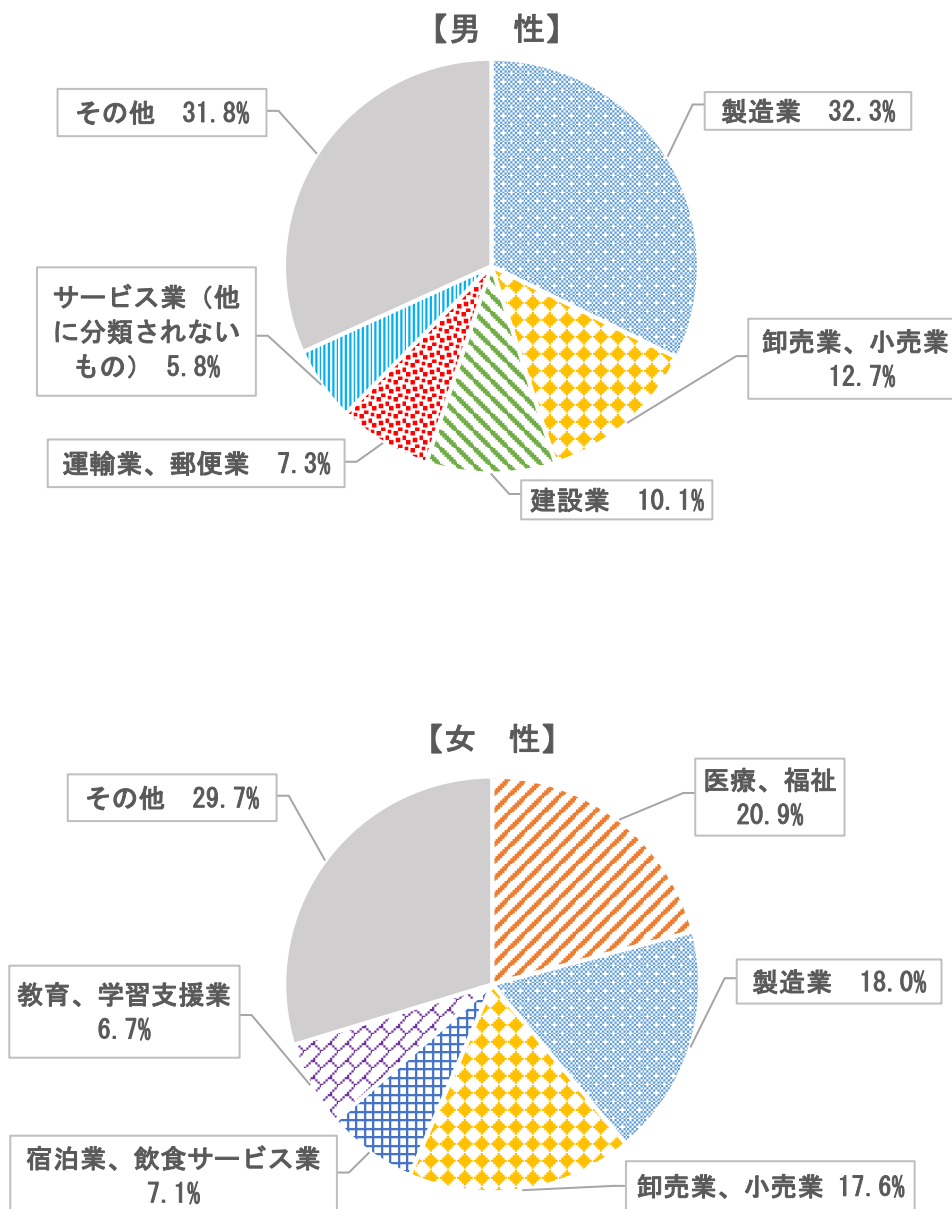
本市の令和2年の管理的職業従事者に占める女性の割合は14.1%となっています。

	管理的職業従事者 合計(人)	女性	
		人数(人)	率(%)
大垣市	1,788	253	14.1
岐阜県	19,039	2,514	13.2
全国	1,170,866	183,449	15.7

資料：国勢調査（令和2年）

④ 産業（大分類）別就業者数の比較（上位5産業）

本市の令和2年の就業者数は、男性が42,138人、女性が34,629人です。産業（大分類）別の就業者の割合をみると、男性は「製造業」が32.3%で最も多く、「卸売業、小売業」が12.7%、「建設業」が10.1%と続いています。女性は「医療、福祉」が20.9%で最も多く、「製造業」が18.0%、「卸売業、小売業」が17.6%と続いています。



資料：国勢調査（令和2年）

(3) DVに関する相談支援状況（DV被害者本人からの相談延件数等【社会福祉課】）

令和3年度の相談件数は、令和2年度以前と比較すると大きく減っていますが、相談実人数は、令和元年度を除き、50人弱で推移しています。

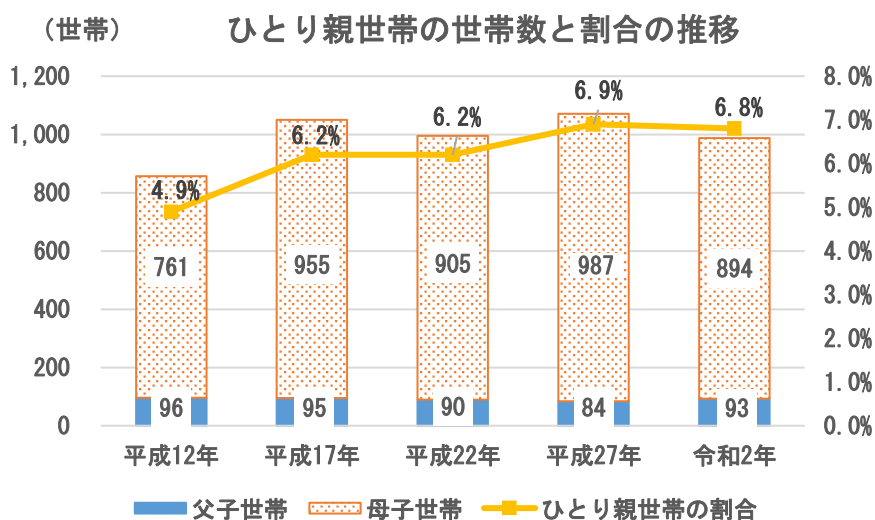
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電話相談（件）	92	164	186	49
来所相談（件）	95	99	121	72
その他（件）	9	1	1	0
合計（件）	196	264	308	121
相談実人数（人）	46	32	48	47

※「その他」は、電子メールによる相談件数

※「相談実人数」は、同一人物からの相談は1人として数えたもの。

(4) ひとり親世帯の状況

本市の令和2年のひとり親世帯は987世帯で、18歳未満の子がいる世帯に占める割合は6.8%となっています。このうち、母子世帯は894世帯（90.6%）です。



	総世帯数	うち18歳未満 親族のいる世帯	ひとり親世帯		
			父子世帯	母子世帯	計
平成12年	53,621	17,358	96	761	857
平成17年	56,501	17,049	95	955	1,050
平成22年	58,472	16,113	90	905	995
平成27年	60,000	15,482	84	987	1,071
令和2年	62,189	14,547	93	894	987

資料：国勢調査

(5) 困難を抱える女性の相談支援状況（「女性の悩み相談」、「女性のための法律相談」相談延件数【ハートリンクおおがき】）

「女性の悩み相談」の相談件数は、令和3年度は218件です。令和3年度と令和2年度を比較すると、電話相談が54件増え、来所相談は45件減っています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電話相談（件）	146	88	83	137
来所相談（件）	143	135	126	81
合計（件）	289	223	209	218
法律相談（件）	43	47	42	47

3 市民意識調査の結果（概要）

これまでの取り組みの成果や課題を把握し、今後の施策に関する取り組みをより効果的に推進していくことを目的として、男女共同参画に関する市民意識調査を実施しました。

(1) 調査の概要

- ① 対象 市内在住の18歳以上の男女（79歳まで）2,000人
（住民基本台帳による年齢層別無作為抽出）
- ② 調査方法 郵送配布・郵送回収、インターネット回答
- ③ 調査期間 令和3（2021）年8月16日（月）～9月6日（月）

(2) 回収結果

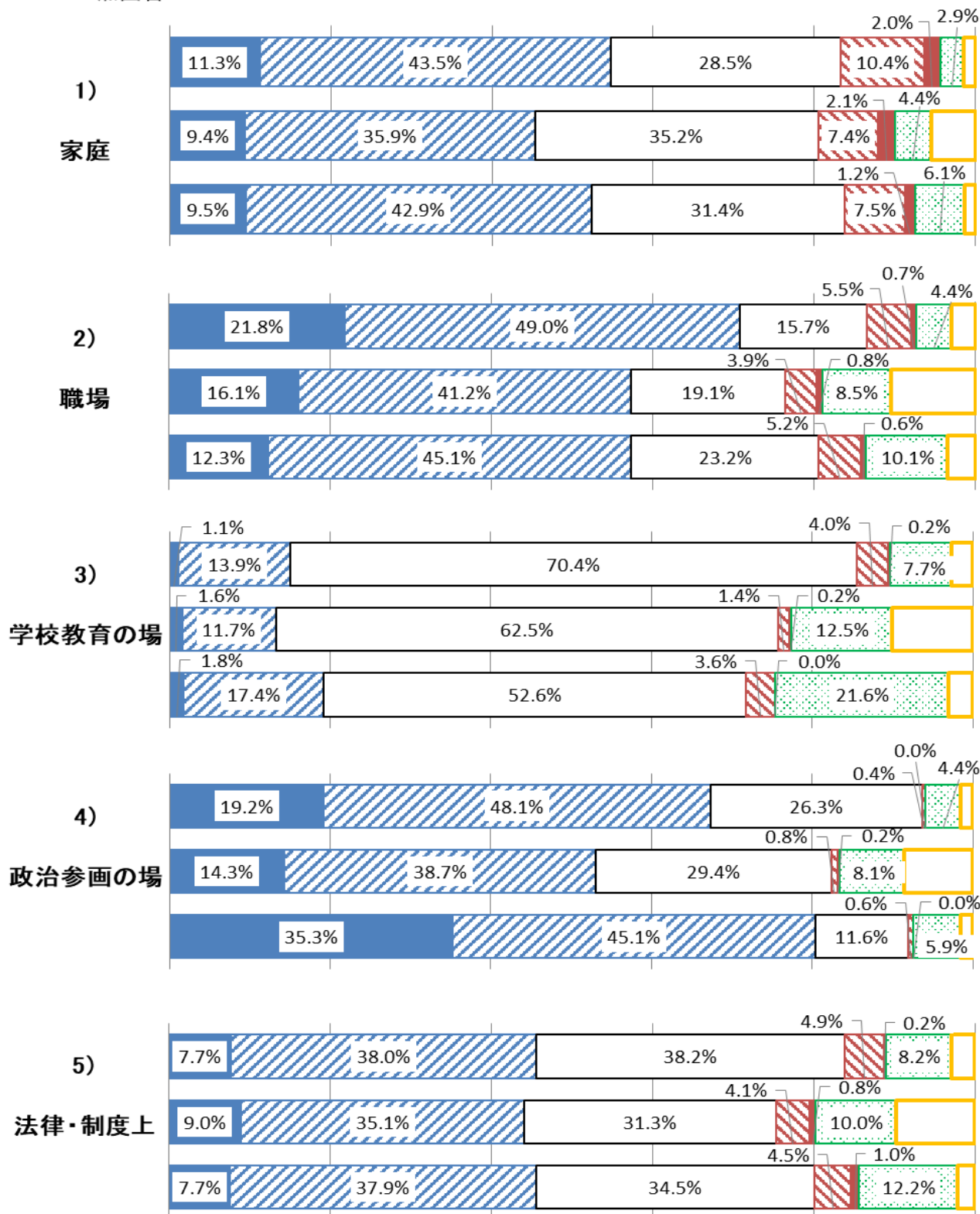
配付数	有効回収数	回収数内訳		有効回収率
2,000人	783人	男性	330（42.1%）	39.2%
		女性	450（57.5%）	
		無回答	3（0.4%）	

(3) 調査の結果（概要）

① 男女平等に関する意識（経年比較）

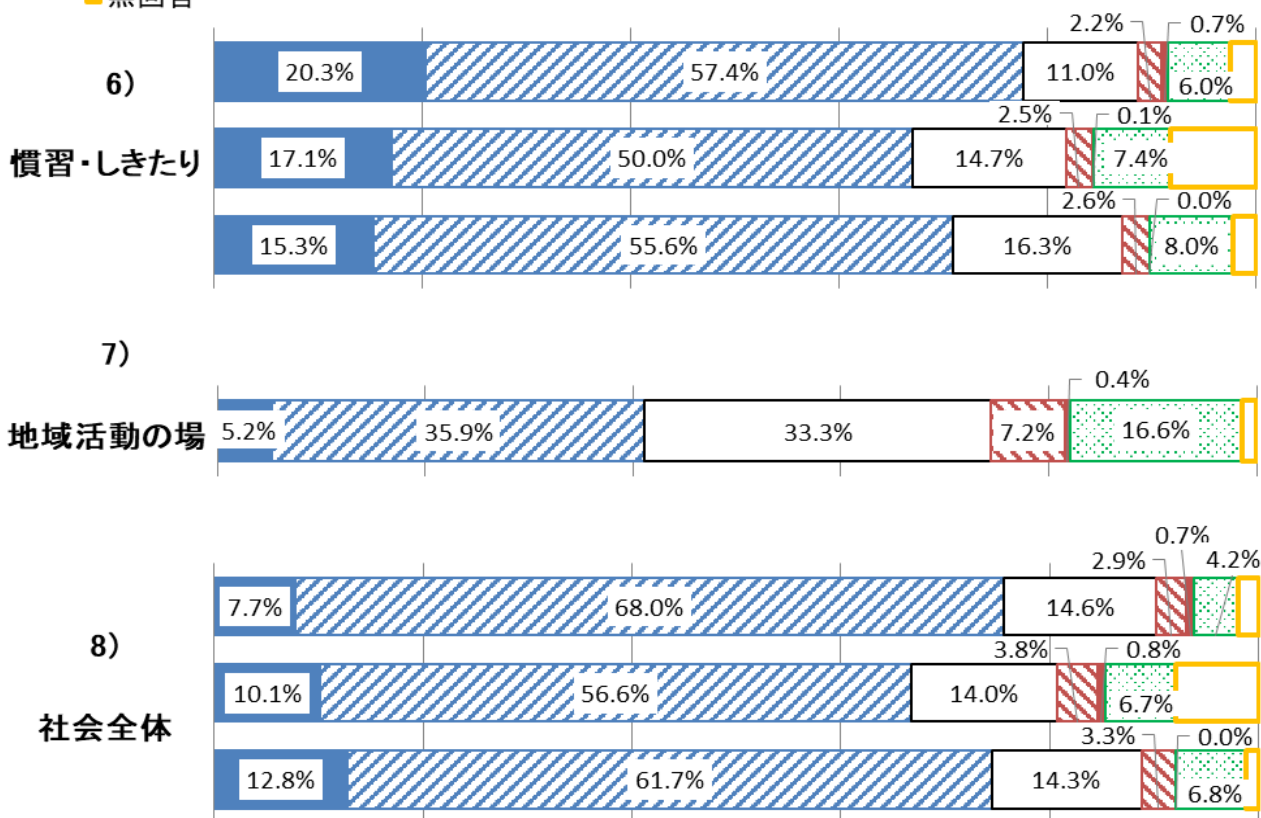
上段：平成23年度調査（n=453） 中段：平成28年度調査（n=902） 下段：令和3年度調査（n=783）

- 男性の方が非常に優遇
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇
- 平等
- ▨ どちらかといえば女性の方が優遇
- 女性の方が非常に優遇
- 無回答
- わからない



上段：平成23年度調査（n=453） 中段：平成28年度調査（n=902） 下段：令和3年度調査（n=783）

- 男性の方が非常に優遇
- 平等
- 女性の方が非常に優遇
- 無回答
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇
- ▨ どちらかといえば女性の方が優遇
- ▨ わからない



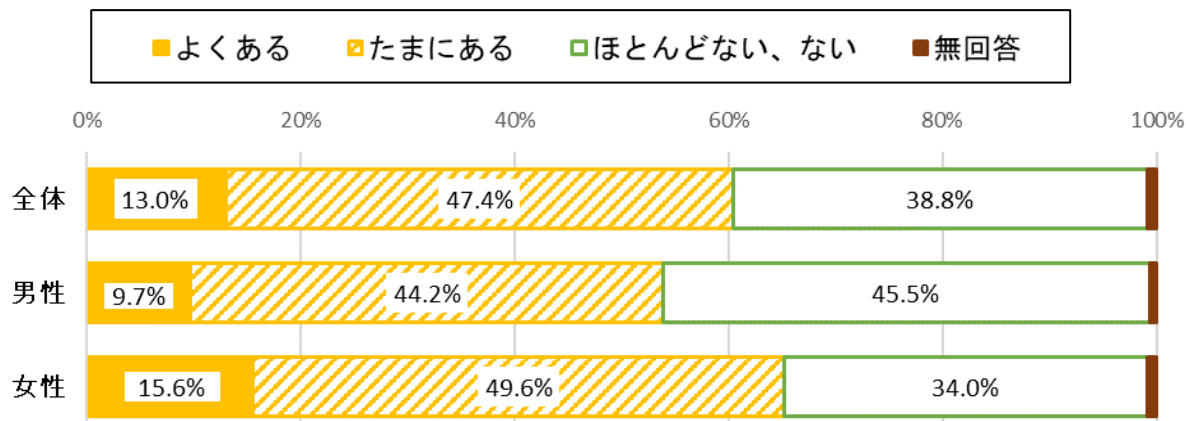
※令和3年度調査から、新たな分野として「地域活動の場」を質問に追加しています。

令和3年度の調査で、「平等」とする回答は、「学校教育の場」(52.6%)、「法律・制度上」(34.5%)、「地域活動の場」(33.3%)、「家庭」(31.4%)、「職場」(23.2%)、「慣習・しきたり」(16.3%)、「政治参画の場」(11.6%)の順となっています。これらを総合した観点から、「社会全体」について「平等」と回答した人は14.3%でした。

「男性の方が非常に優遇」と「どちらかといえば男性の方が優遇」を合わせた回答が過半数を超えていた分野は、「政治参画の場」(80.4%)、「慣習・しきたり」(70.9%)、「職場」(57.4%)、「家庭」(52.4%)です。「社会全体」では74.5%となっています。

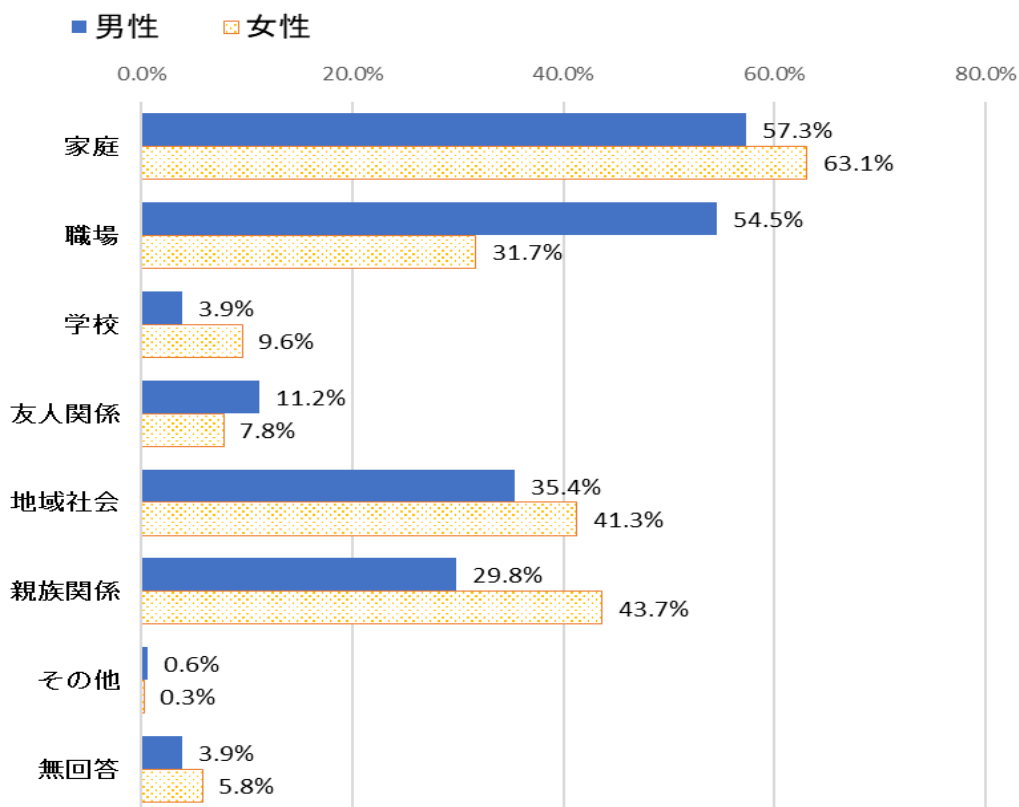
② 性別役割分担意識（令和3年度調査）

1) 「男性の役割」、「女性の役割」や「男らしく」、「女らしく」などと言われたり、期待されたりすることはあるか。



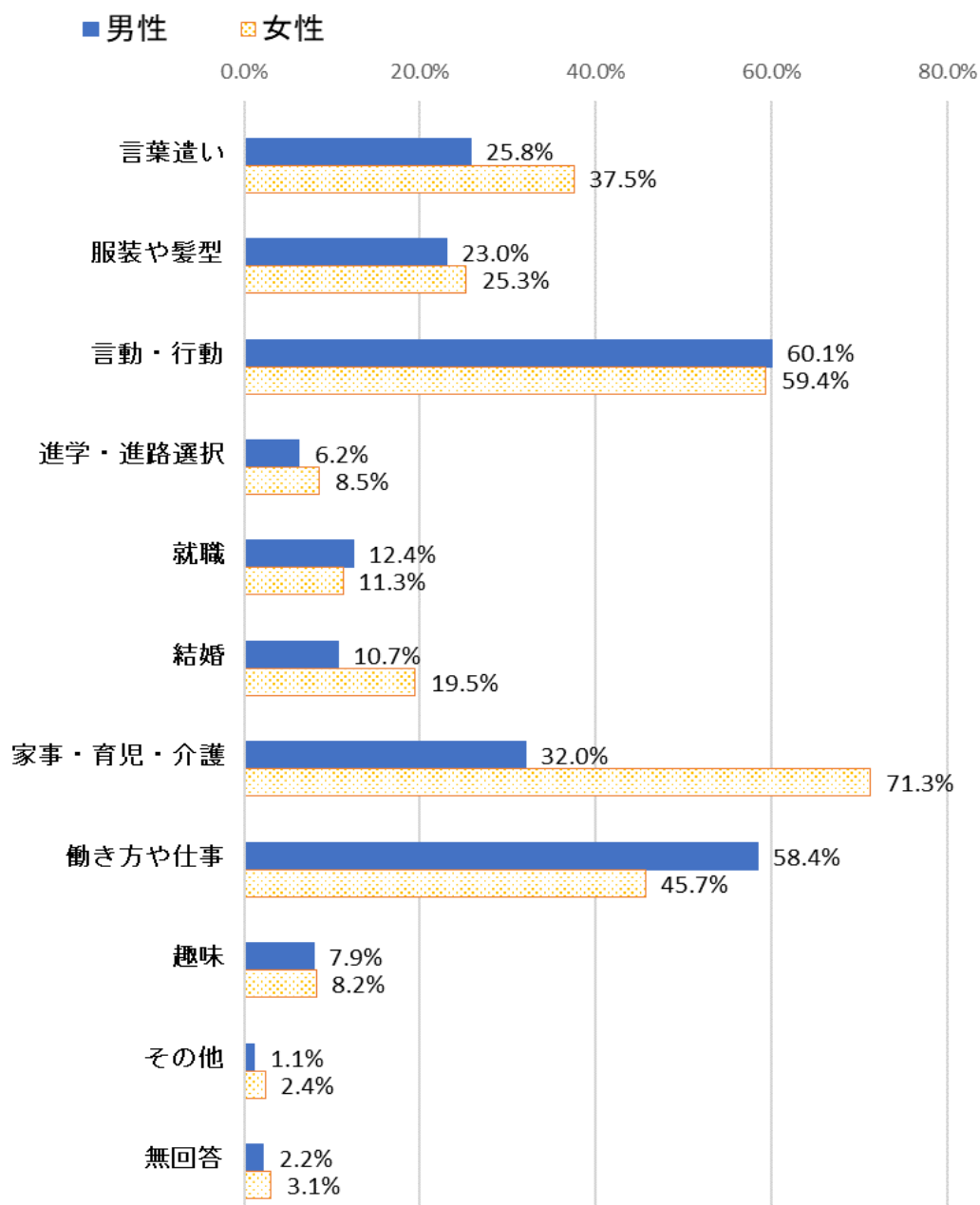
全体では「たまにある」が47.4%で最も多くなっています。「よくある」、「たまにある」を合わせると、男性は53.9%、女性は65.2%で、女性の方が男性より11.3ポイント高くなっています。

1) -1 どのような場と言われたり、期待されたりするか。（複数回答）



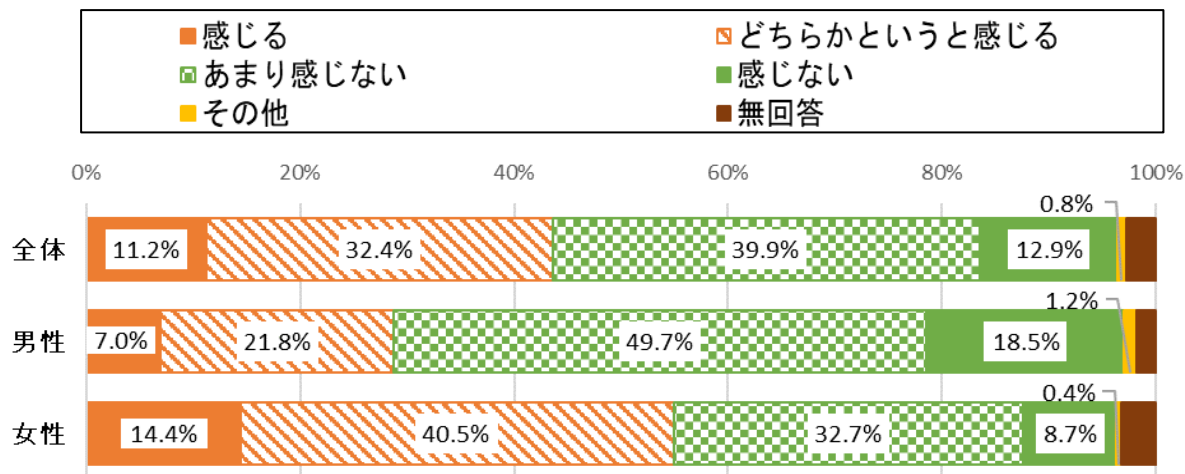
男性、女性ともに「家庭」の割合が最も高く、男性は2番目が「職場」、3番目が「地域社会」、女性は2番目が「親族関係」、3番目が「地域社会」と続いています。

1) -2 どのような内容に関することか。(複数回答)



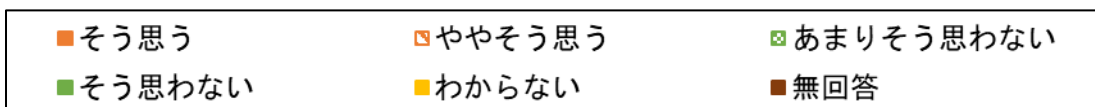
男性では「言動・行動」、「働き方や仕事」、女性では「家事・育児・介護」、「言動・行動」の割合が高くなっています。

2) 「男性の役割」、「女性の役割」や「男らしさ」、「女らしさ」などと言われる、期待されたりすることについて、不快に感じたり、生きづらく感じるか。

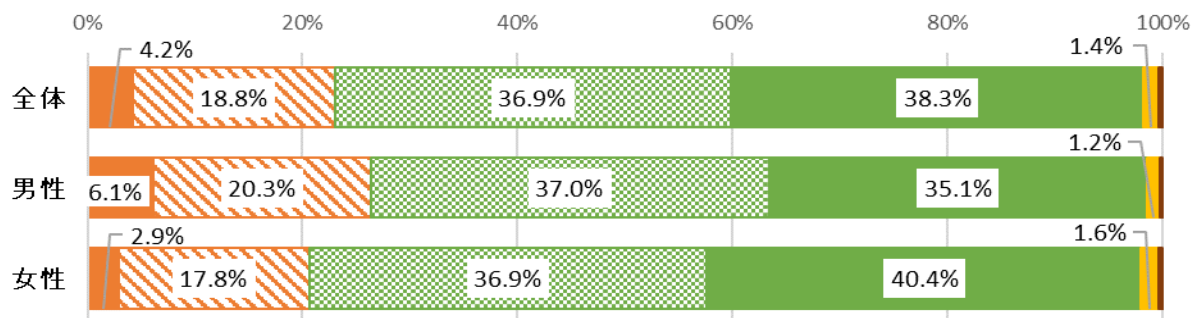


「感じる」、「どちらかというと感じる」を合わせると、男性は28.8%、女性は54.9%で、男女間で意識の差が見られます。

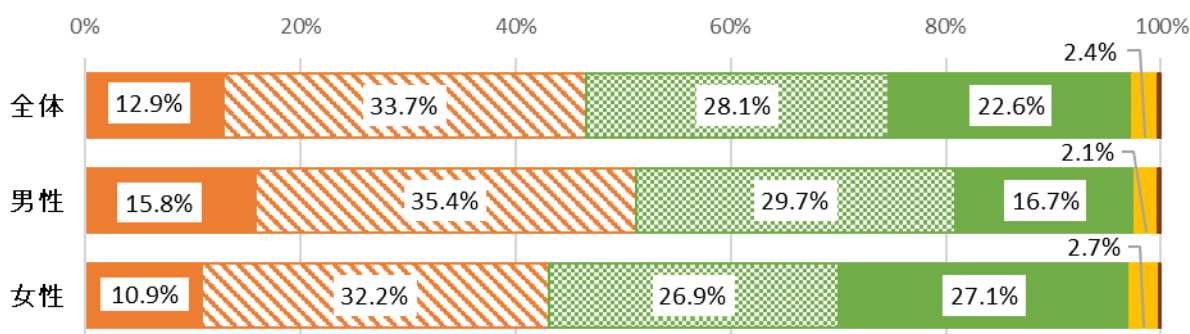
3) 次のア～コのお考えについて、どう思うか。

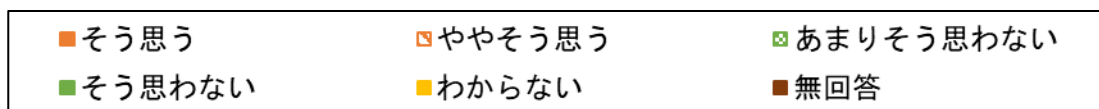


ア 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

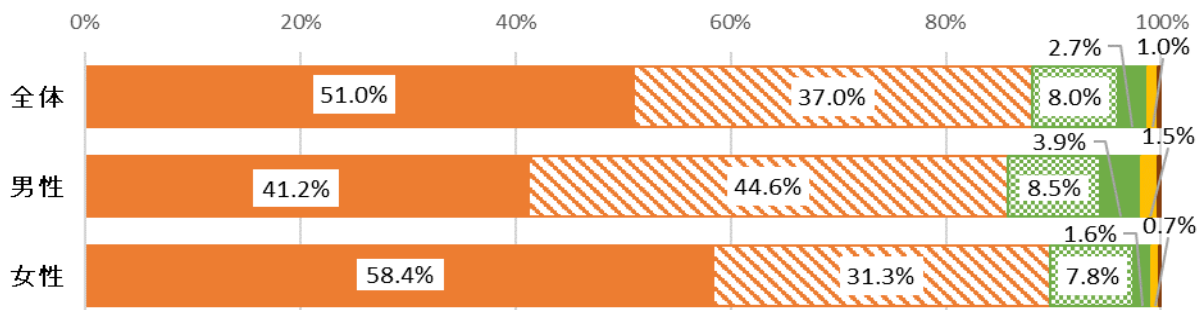


イ 子どもが小さいうちは、母親は仕事を持たず、育児に専念した方がよい

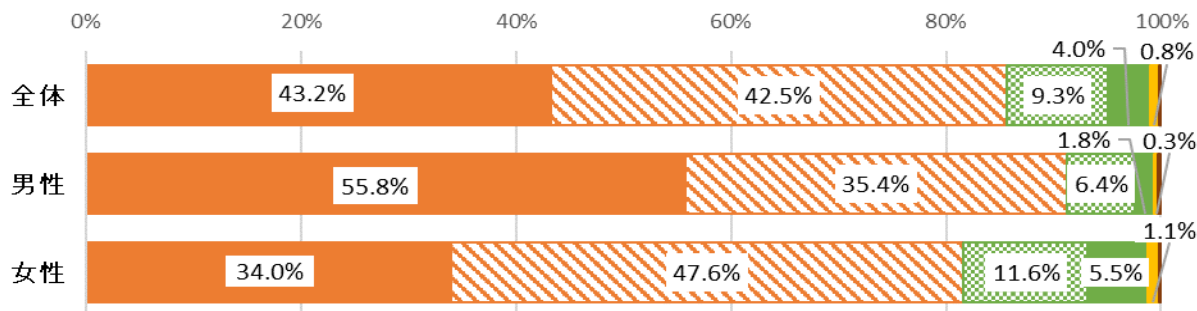




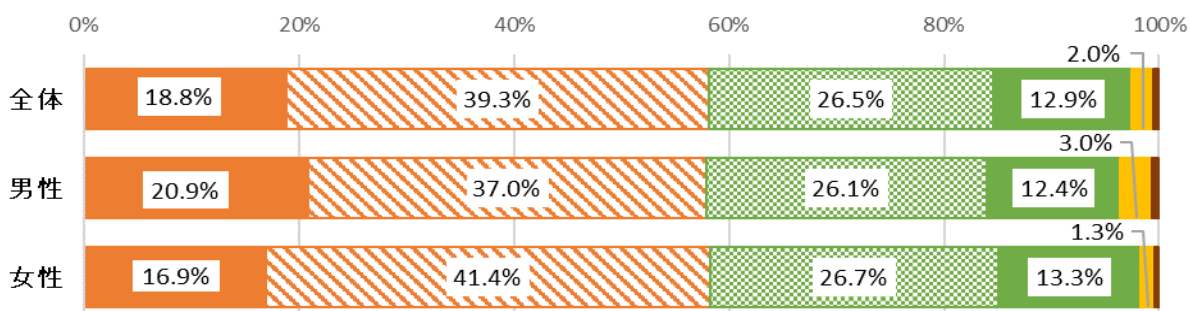
ウ 男性も家事や育児を積極的にやった方がよい



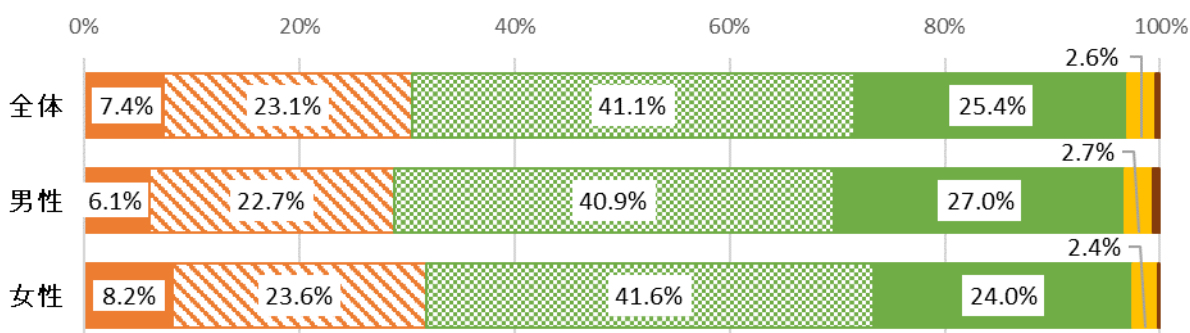
エ 重いものを運ぶのは、男性の方がよい

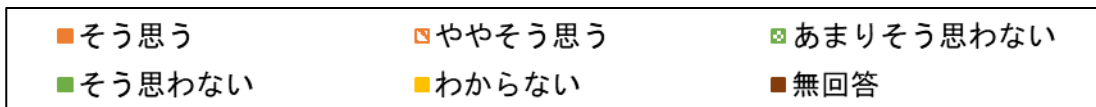


オ 女性の方がきめ細かな配慮ができる

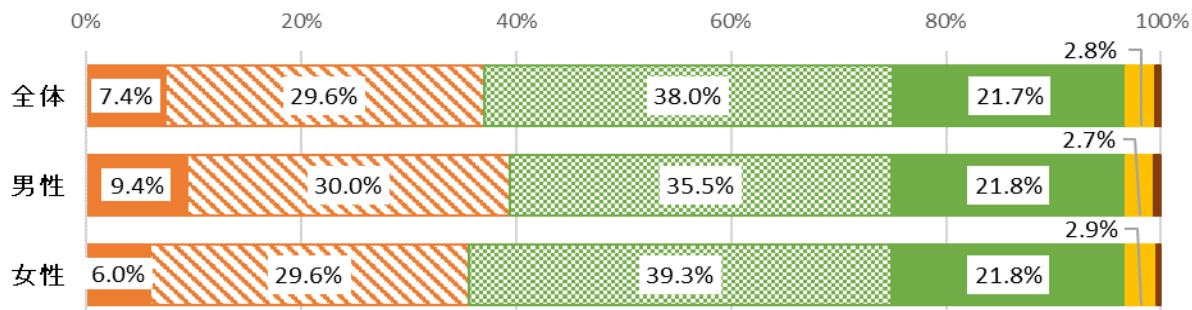


カ 重要なことは、男性が取り仕切る方がよい

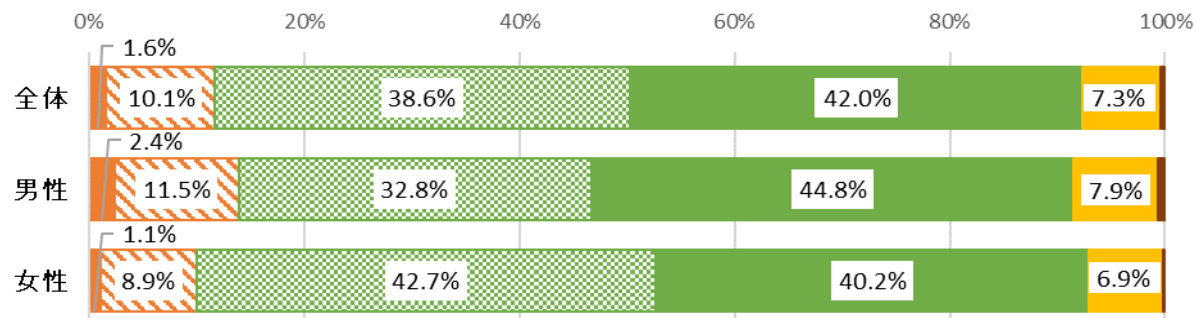




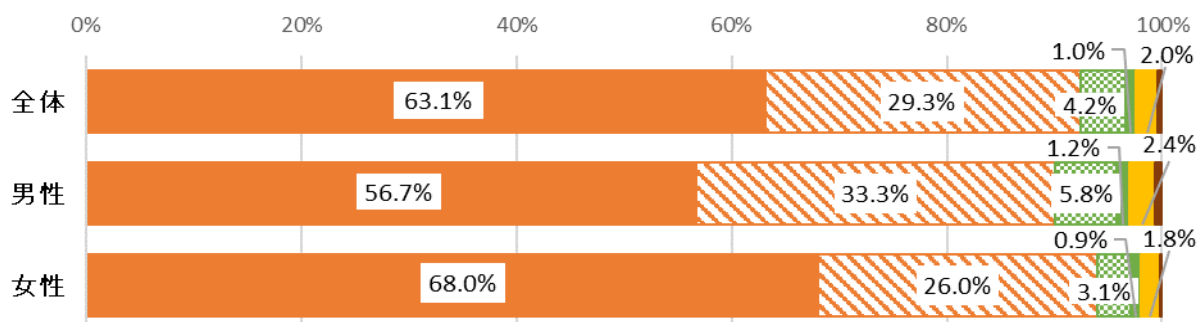
キ 職業を選ぶときに、性別は重要だ



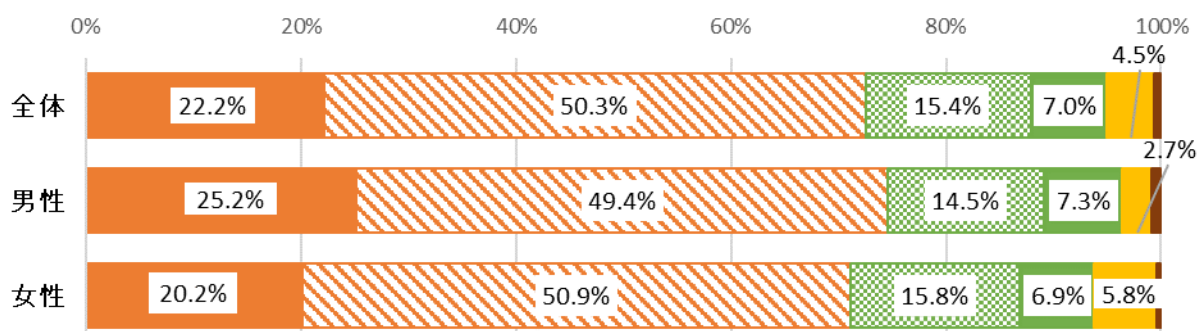
ク 男子は理系、女子は文系科目が得意だ



ケ 子どもは、性別にこだわらず、個性を伸ばすように育てるのがよい

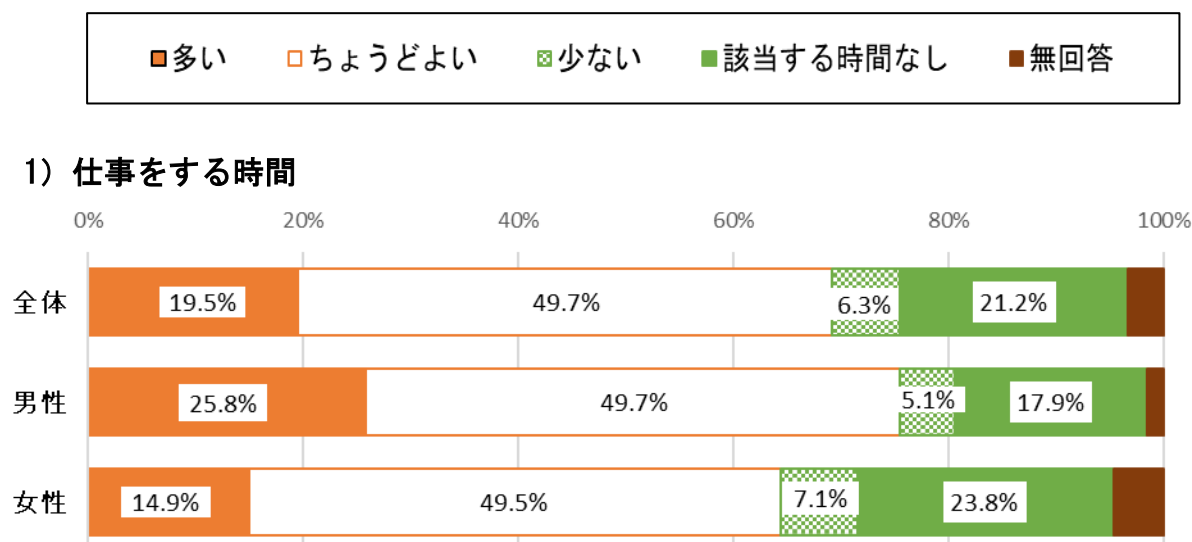


コ 女性は家事・育児の負担があるので、仕事の分担に配慮した方がよい



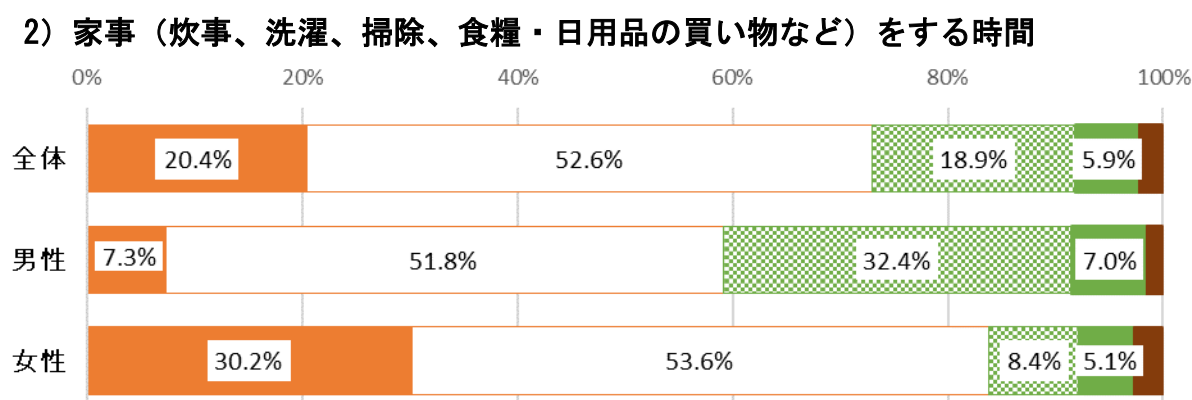
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」をはじめとする性別役割分担意識は、徐々に薄れつつあります。特に、「子どもは性別にこだわらず、個性を伸ばすように育てるのがよい」については、「そう思う」、「ややそう思う」を合わせると、全体で92.4%となっています。

③ 仕事と仕事以外の生活のバランス（令和3年度調査）



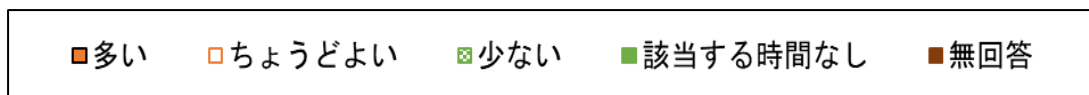
男性、女性ともに、「ちょうどよい」が50%程度になっています。

「多い」と回答した人の割合は、男性の方が女性より10.9ポイント高くなっています。

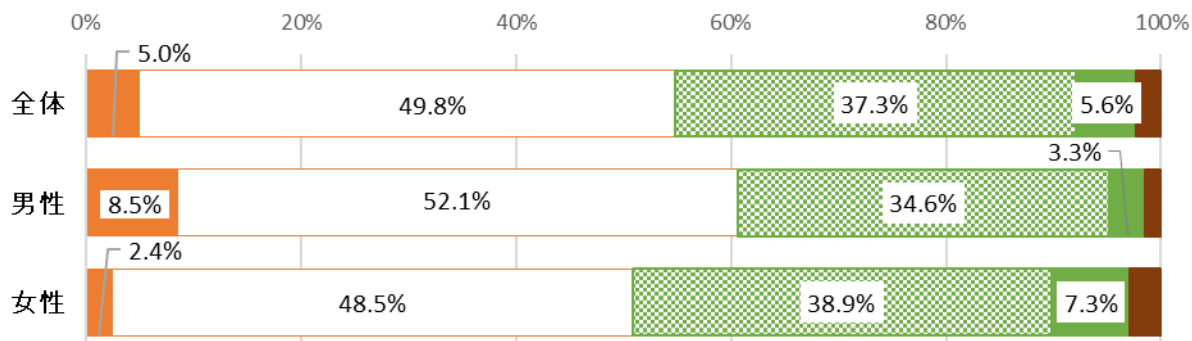


男性、女性ともに、「ちょうどよい」が50%程度になっています。

男性は「少ない」が32.4%、女性は「多い」が30.2%になっています。

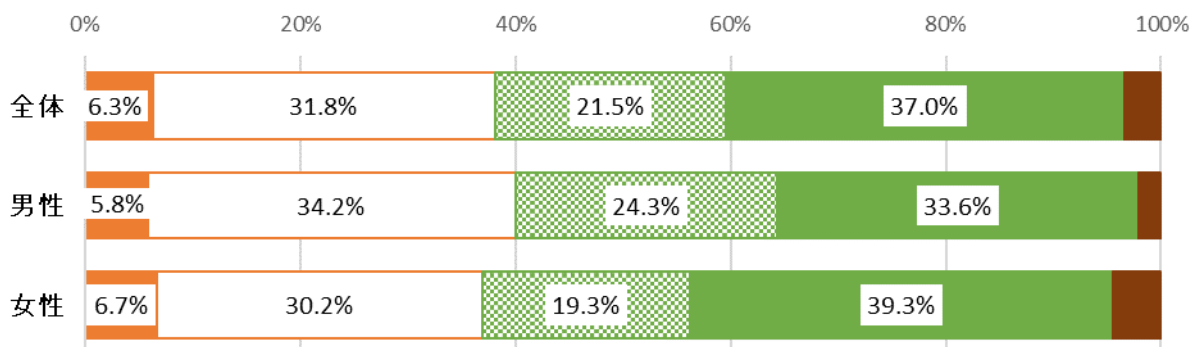


3) 趣味・学習・娯楽・休養など、個人の時間



男性、女性ともに、「ちょうどよい」が50%程度、一方で「少ない」も40%近い割合になっています。

4) 地域活動（自治会、PTA、ボランティアなど）に参加する時間



全体では、「該当する時間無し」が最も多く、男性は「ちょうどよい」が34.2%、女性は「該当する時間無し」が39.3%となっています。

③-2 家事(炊事、洗濯、掃除、食糧・日用品の買い物など)をする時間(1日あたり)

1) 職業をもっている人

<仕事がある日>

(人)

区分	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上	計
男性	125	71	14	5	0	0	0	215
女性	16	62	51	53	37	13	21	253

男性は1時間未満が125人で最も多く58.1%でした。

なお、このうち0分が41人となっています。

女性は1時間以上2時間未満が62人で最も多く、次いで3時間以上4時間未満が53人、2時間以上3時間未満が51人と続いています。

<仕事がない日>

(人)

区分	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上	計
男性	56	77	29	24	16	6	8	216
女性	4	16	36	48	44	48	62	258

男性は1時間未満が56人、1時間以上2時間未満が77人、併せて133人で、2時間未満で61.6%となっています。

女性は6時間以上が62人で最も多く、5時間以上6時間未満と3時間以上4時間未満が48人、4時間以上5時間未満が44人となっており、家事に多くの時間を使っている傾向にあります。

2) 職業をもっていない人

(人)

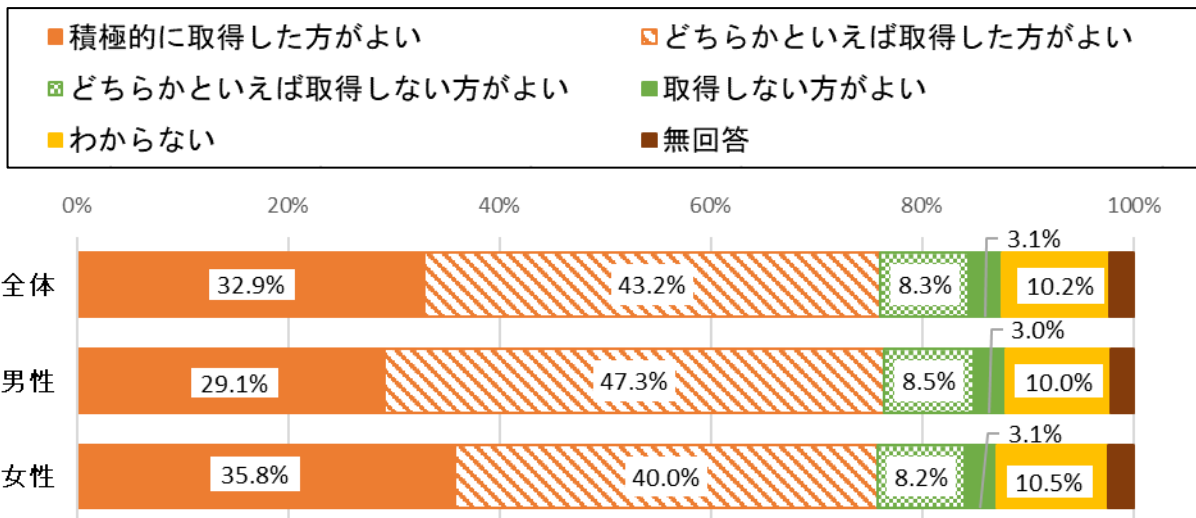
区分	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上	計
男性	27	34	13	7	4	1	2	88
女性	10	10	17	33	20	23	31	144

男性は1時間以上2時間未満が34人で最も多く、1時間未満が27人と続いています。

女性は3時間以上4時間未満が33人で最も多く、次いで6時間以上が31人となっています。

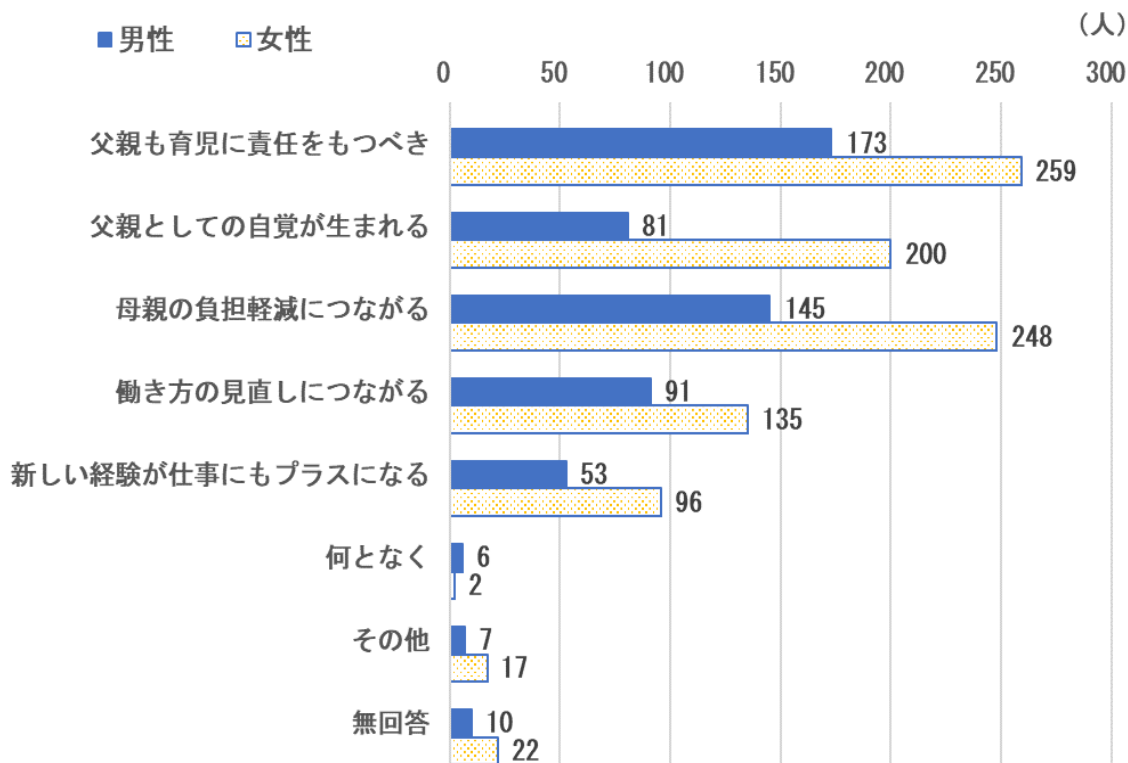
④ 男性の育児休業（令和3年度調査）

1) 男性の育児休業取得について



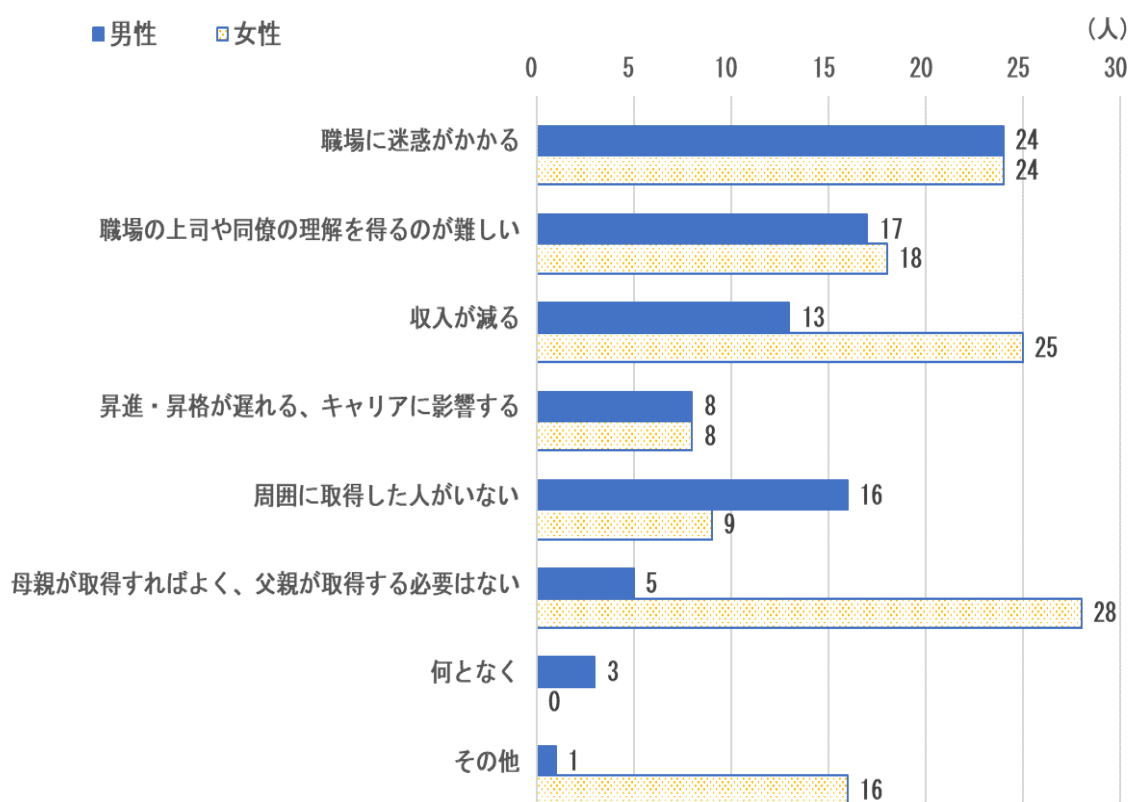
「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得した方がよい」を合わせると、全体では76.1%、男性は76.4%、女性は75.8%で、高い割合になっています。

2) 「積極的に取得した方がよい」、「どちらかといえば取得した方がよい」と答えた理由（複数回答） ※男性：252人、女性：341人中



男性、女性ともに「父親も育児に責任をもつべき」が最も多く、次いで「母親の負担軽減につながる」が多くなっています。

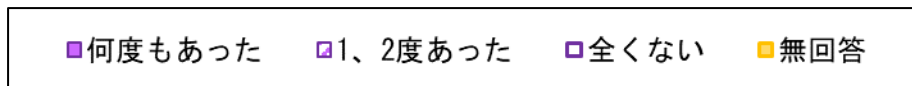
3) 「取得しない方がよい」、「どちらかといえば取得しない方がよい」と答えた理由（複数回答） ※男性：38人、女性：51人中



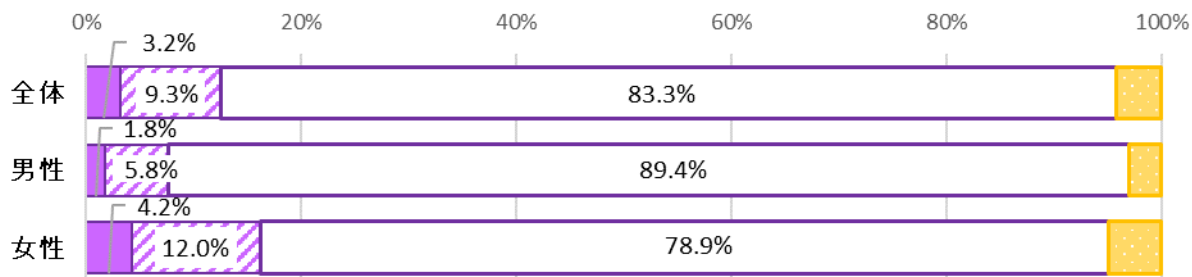
男性は「職場に迷惑がかかる」が最も多く、次いで「職場の上司や同僚の理解を得るのが難しい」、「周囲に取得した人がいない」の順になっています。

女性は「母親が取得すればよく、父親が取得する必要はない」が最も多く、次いで「収入が減る」、「職場に迷惑がかかる」の順になっています。

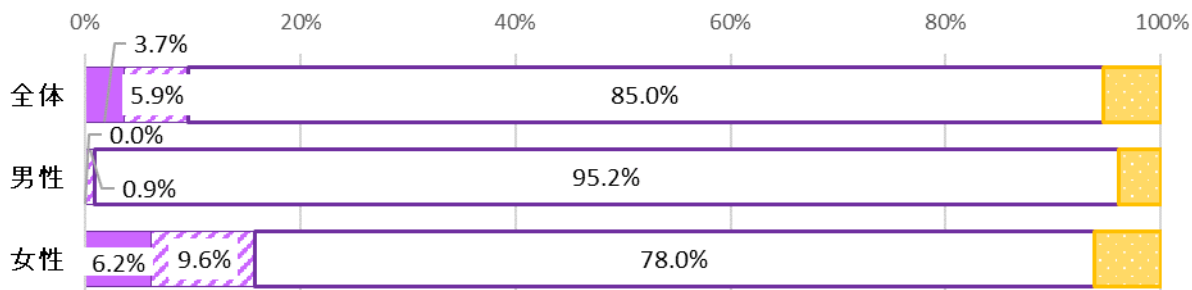
⑤ 配偶者等からの暴力（令和3年度調査）



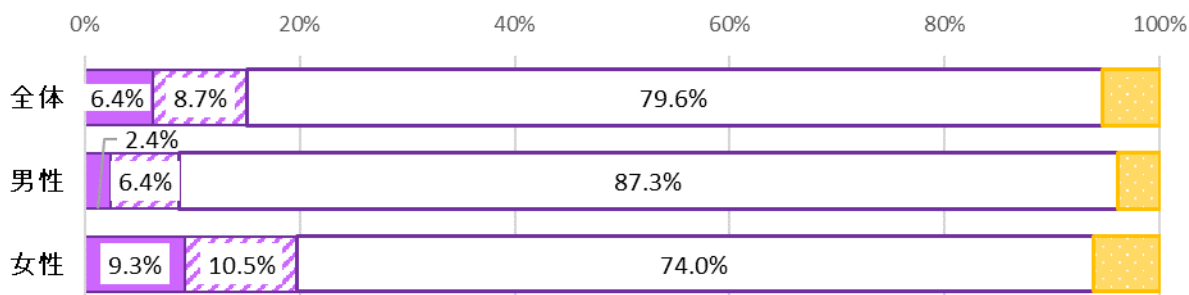
1) ながる、ける、物を投げつける、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた



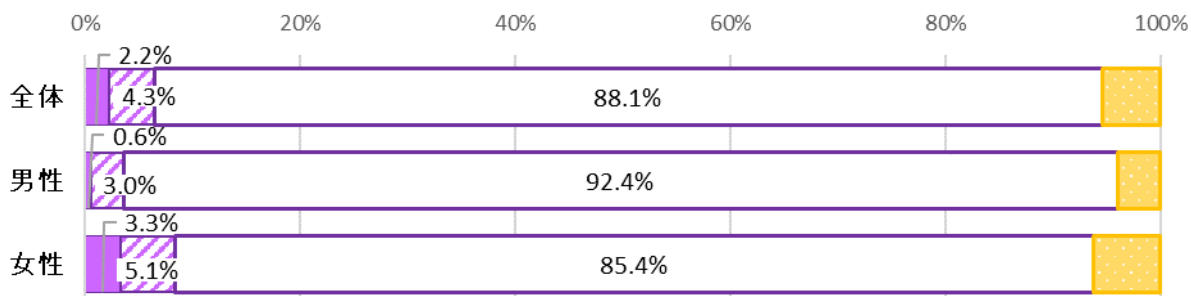
2) 嫌がっているのに性的な行為を強要された



3) 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた

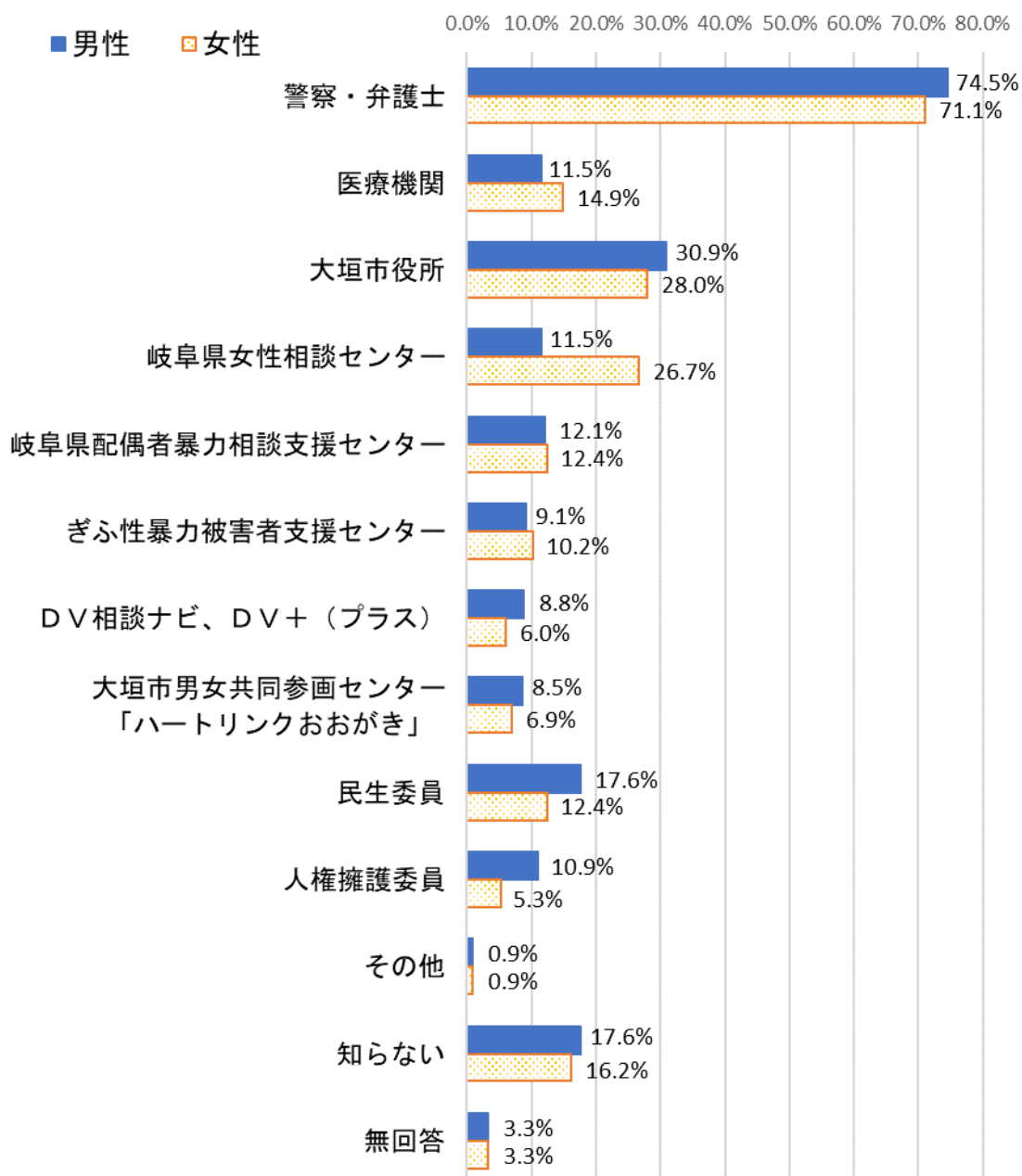


4) 自分や家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた



配偶者等からの暴力に関する1) から4) に対する回答については、男性、女性ともに「全くない」が最も多くなっています。

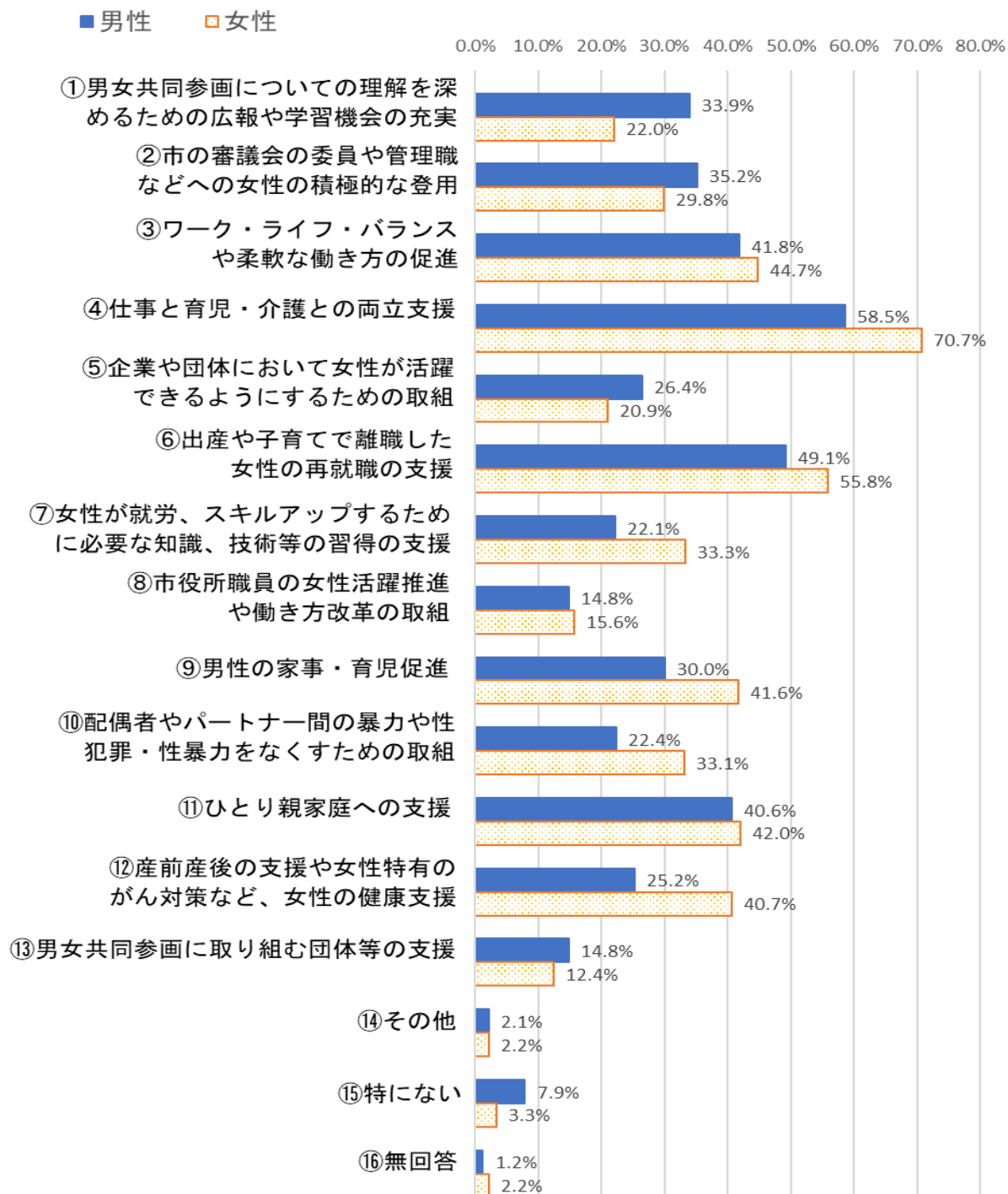
⑤-2 配偶者やパートナー、交際相手からの暴力について相談できる場所を知っているか（複数回答）



男性、女性ともに、「警察・弁護士」が最も多く、次いで「大垣市役所」となっています。女性では、「岐阜県女性相談センター」の割合も高くなっています。17%程度の人が「知らない」と回答しています。

⑥ 市が取り組むべき施策（令和3年度調査）

男女共同参画社会の実現に向けて、大垣市が取り組む施策について重要だと思うもの。（複数回答）



男性、女性ともに、「④ 仕事と育児・介護との両立支援」が最も高く、次いで「⑥ 出産や子育てで離職した女性の再就職の支援」、3番目が「③ ワーク・ライフ・バランスや柔軟な働き方の促進」、4番目が「⑪ ひとり親家庭への支援」となっています。

第3章 プランの基本的な考え方と基本施策

1 プランのめざす姿

性別による制約を受けず 誰もがいきいきと暮らし 活躍できるまち

2 基本理念

大垣市男女共同参画推進条例第3条に掲げる次の基本理念に基づいて推進します。

- (1) 男女が個人として尊重されること、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として個性と能力が十分に発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に家庭生活における活動を行い、かつ、家庭生活以外の活動に対等に参画することができること。
- (5) 国際的な取組み及び在住外国人への理解の下に、行われること。

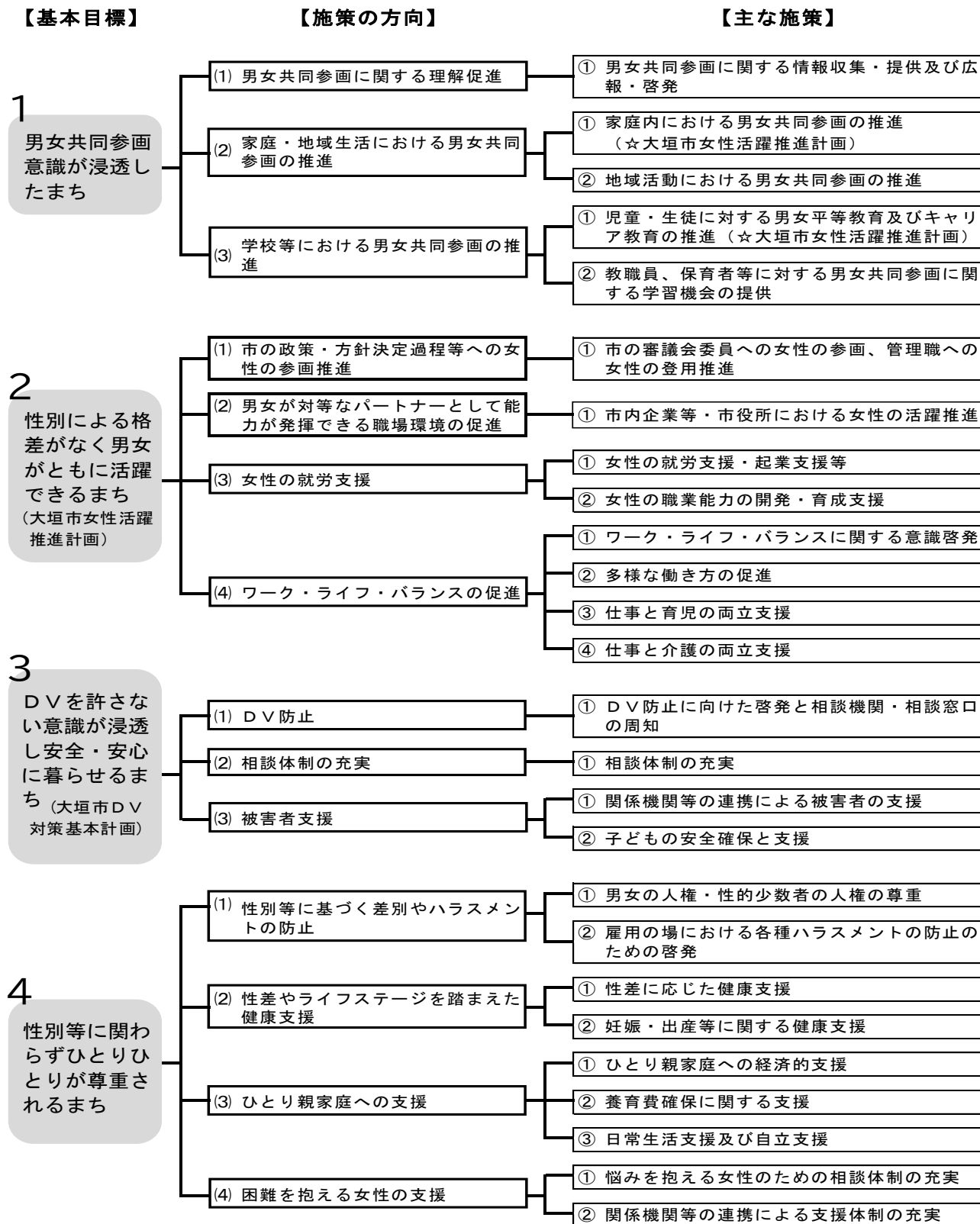
3 基本目標

「めざす姿」を実現するため、前プランの取組みを踏まえつつ、更に具体的な取組みを進めるため、次の基本目標を設定します。

- 基本目標1 男女共同参画意識が浸透したまち
- 基本目標2 性別による格差がなく男女がともに活躍できるまち
- 基本目標3 DVを許さない意識が浸透し安全・安心に暮らせるまち
- 基本目標4 性別等に関わらずひとりひとりが尊重されるまち

4 プランの施策体系

めざす姿 性別による制約を受けず 誰もがいきいきと暮らし 活躍できるまち



※「性差」 体格や身体の構造と機能の違いなど生物学的な差異

5 プランの基本施策

基本目標 1 男女共同参画意識が浸透したまち

(1) 男女共同参画に関する理解促進



【現状と課題】

市民意識調査では、男女の地位の平等感について、「社会全体」として「平等」と感じている人は14.3%で、依然として、男女平等な社会であるとは言い難い状況です。

男女ともに本人が気づいていないアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）によって無意識のうちに性別に基づく差別や役割分担をしていることもあります。

【施策の方向】

男女共同参画に関する情報を収集し提供するとともに、男女共同参画センター「ハートリンクおおがき」や図書館における展示、イベントによる啓発活動を展開します。

【主な施策】

① 男女共同参画に関する情報収集・提供及び広報・啓発

主な取り組み	担当所属
・ 男女共同参画に関する各種調査、統計資料等の収集及び提供	男女共同参画推進室
・ 男女共同参画に関する情報誌の発行、展示、図書等の紹介、イベントによる啓発等の実施	男女共同参画推進室 図書館

(2) 家庭・地域生活における男女共同参画の推進



【現状と課題】

市民意識調査では、「家庭生活」について、「男性の方が非常に優遇」、「どちらかといえば男性の方が優遇」を合わせると52.4%となっています。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、「そう思わない」、「あまりそう思わない」を合わせて75.2%ですが、実際の家事・育児・介護は女性が多く担っているのが現状です。共働き世帯が増える中、女性の職場での活躍を進める上で、また、単独世帯が増加する中、男性が自立した生活をしていく上で、家庭における男女共同参画の推進が必要です。

「地域活動」に関しては、「男性の方が非常に優遇」、「どちらかといえば男性の方が優遇」を合わせると41.1%となっています。少子高齢化や人間関係の希薄化、単独世帯の

増加等、社会状況が変化する中、男女が協力して地域活動を担っていくことが求められています。また、地域の防災力を向上するためには、多様な視点が求められています。

【施策の方向】

家族が協力して家事や育児に取り組む意識を醸成する取り組みとともに、男性の家事や育児への参画を促進します。

また、自治会活動をはじめとする地域活動における男女共同参画に関する取り組みを支援します。地域防災においては、男女共同参画その他の多様な視点到配慮した防災体制の確立に努め、女性の参画を促進します。

【主な施策】

① 家庭内における男女共同参画の推進【☆大垣市女性活躍推進計画】

主な取り組み	担当所属
・ 「おとう飯」キャンペーンへの参加等、男性の家事・育児参画に関する啓発	男女共同参画推進室
・ 家事シェア、男性の家事・育児参画を促進する講座等の実施	男女共同参画推進室 保健センター 子育て総合支援センター

※「おとう飯」

簡単で手間をかけず、多少見た目が悪くても美味しい料理のこと。これまで料理をしていない、料理をしたことはあるものの作ることをやめてしまった男性の料理参画への第一歩となるよう、内閣府において、平成29年6月から『「おとう飯」始めよう』キャンペーンを実施している。

② 地域活動における男女共同参画の推進

主な取り組み	担当所属
・ 地域団体・市民活動団体への情報提供・啓発及び男女共同参画に関する取り組み支援	男女共同参画推進室 まちづくり推進課 市民活動推進課
・ 地域防災における男女共同参画の推進	危機管理室

(3) 学校等における男女共同参画の推進



【現状と課題】

市民意識調査では、「学校教育」の分野で「平等」と感じている人の割合は52.6%と、他の分野に比べて高い割合になっていますが、「男性の方が非常に優遇」、「どちらかといえば男性の方が優遇」と答えた人を合わせると19.2%となっています。

性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は子どもの頃からの経験や周囲の期待等が積み重ねられることにより形成されると考えられるため、児童・生徒が男女共同参画を正しく理解できるようにする教育が重要です。

【施策の方向】

引き続き、児童・生徒の発達段階に応じた男女平等教育や性別にとらわれず、多様な選択を可能にするためのキャリア教育を推進します。

また、児童・生徒の意識形成に大きな影響を与える教職員、保育者等に対して、男女共同参画に関する更なる理解を促すため、学習機会を提供します。

【主な施策】

① 児童・生徒に対する男女平等教育及びキャリア教育の推進

【☆大垣市女性活躍推進計画】

主な取り組み	担当所属
・ 男女平等教育の実施	学校教育課
・ 進路指導等におけるキャリア教育の推進	学校教育課 男女共同参画推進室

② 教職員、保育者等に対する男女共同参画に関する学習機会の提供

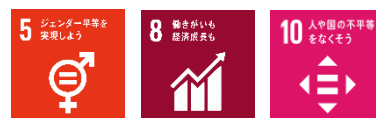
主な取り組み	担当所属
・ 教職員・保育者等への男女共同参画に関する情報提供及び研修の実施	男女共同参画推進室 学校教育課 教育総合研究所 保育課

目標指標及び目標値

目標指標名	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)
市民意識調査において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識について、「そう思わない」又は「あまりそう思わない」と回答した人の割合	75.2%	80.0%
市民意識調査において、「社会全体」における男女平等に関する意識について、「平等」と回答した人の割合	14.3%	25.0%

基本目標2 性別による格差がなく男女がともに活躍できるまち 【大垣市女性活躍推進計画】

(1) 市の政策・方針決定過程等への女性の参画推進



【現状と課題】

市の審議会等における女性の参画率は、これまでの全庁を挙げた取り組みにより、令和4年1月1日現在で40.0%となっており、国の第5次男女共同参画基本計画における目標（2025年までに40%以上、60%以下）を達成しています。しかし、女性の参画が少ない審議会もあります。

また、本市の管理職への女性の登用率（内閣府全国調査基準による）は、令和4年4月1日現在、12.9%となっています。

【施策の方向】

各審議会における女性の参画率の向上を推進します。また、市役所における各役職段階への女性の登用を推進します。

【主な施策】

① 市の審議会委員への女性の参画、管理職への女性の登用推進

主な取り組み	担当所属
・ 各審議会の女性の参画率の向上	男女共同参画推進室 行政管理課 関係所属
・ 市役所における各役職段階への女性の登用推進	人事課

(2) 男女が対等なパートナーとして能力が発揮できる職場環境の促進



【現状と課題】

令和2年の国勢調査では本市における20～69歳の女性の就業率は67.0%で、男性の80.7%と比較して13.7ポイント下回っています。また、就業者に占める女性の割合は45.1%ですが、管理的職業従事者に占める女性の割合は14.1%となっています。

市民意識調査では、「職場」における男女の地位の平等感について、「どちらかといえば男性の方が優遇」とする回答が45.1%で最も多く、「男性の方が非常に優遇」の12.3%と合わせると、過半数の人が「男性の方が優遇」と感じています。

様々な職場において、男女が対等に働くとともに、女性はその個性と能力を発揮して活躍できる環境を促進することが必要です。

【施策の方向】

市内企業等に対して、職場における男女共同参画に関わる法律や働く女性のエンパワーメントについて情報提供・啓発を行います。

また、企業等の女性活躍に関する取り組みを促進するため、市内企業等の顕著な取り組みの表彰や事例紹介を行います。

市役所においても市女性職員のエンパワーメントを図るための取り組みや庁内の意識改革を進め、女性活躍を推進します。

【主な施策】

① 市内企業等・市役所における女性の活躍推進

主な取り組み	担当所属
<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法等に関する市内企業等への情報提供・啓発 	男女共同参画推進室 商工観光課
<ul style="list-style-type: none"> 市内企業等における顕著な取り組みの表彰、事例紹介 	男女共同参画推進室 商工観光課
<ul style="list-style-type: none"> 市役所内における女性活躍推進（女性職員のエンパワーメント、庁内の意識改革等） 	人事課

(3) 女性の就労支援

【現状と課題】



女性の就業率は25～29歳では73.3%ですが、30～34歳で66.5%となった後上昇しており、結婚や出産・育児により離職後、育児が落ち着いた時期に再就職していると見られます。また、近年、20代女性の職業上の理由による転出超過が続いています。

【施策の方向】

結婚、出産等により離職した女性の再就職支援のため、関係機関と連携し、情報提供や相談対応を行います。また、関係団体と連携し、起業など雇用によらない働き方の支援を行います。

さらに、働き方やキャリアプランについてキャリアコンサルタントがアドバイスするキャリア相談やライフステージに応じたキャリア形成に関する研修等を実施します。

【主な施策】

① 女性の就労支援・起業支援等

主な取り組み	担当所属
<ul style="list-style-type: none"> 再就職を希望する女性に対する関係機関と連携した情報提供、職業紹介、相談対応 	商工観光課 子育て総合支援センター 男女共同参画推進室
<ul style="list-style-type: none"> 関係団体と連携した女性の起業支援 	商工観光課 男女共同参画推進室
<ul style="list-style-type: none"> 女性農業者の育成、経営参画の促進（家族経営協定の締結等）、女性の農業者団体の活動支援 	農林課

② 女性の職業能力の開発・育成支援

主な取り組み	担当所属
<ul style="list-style-type: none"> 女性のためのキャリア相談の実施 	男女共同参画推進室
<ul style="list-style-type: none"> ライフステージに応じたキャリア形成に関する女性向け研修・講座の実施 	男女共同参画推進室 商工観光課

(4) ワーク・ライフ・バランスの促進

【現状と課題】



充実した人生を送るうえで、男女ともに、仕事と家庭生活や地域活動、自己啓発など仕事以外の生活との両立ができるワーク・ライフ・バランスが重要です。

しかし、実際には仕事を持つ男性は仕事に多くの時間を使っている一方、家事・育児・介護は女性が担っていることが多いのが現状です。

【施策の方向】

ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方、働き方改革に関して啓発を行います。

男女ともに仕事と育児や介護が両立できるよう市内企業等や市民に対して啓発するとともに、保育をはじめとする子育て支援サービス並びに介護サービスの充実に努めます。

また、基本目標1に掲げる「家庭内における男女共同参画の推進」とともに男性の育休取得に関する啓発を行い、男性の家事・育児への参画を促進します。

【主な施策】

① ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

主な取り組み	担当所属
・ ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	男女共同参画推進室 商工観光課
・ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業、エクセレント企業への登録促進	男女共同参画推進室

※「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業、エクセレント企業」

岐阜県では、従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む企業や団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録、その中でも、特に優良な取り組みや他社の規範となる独自の取り組みを行う企業を「エクセレント企業」として認定している。

② 多様な働き方の促進

主な取り組み	担当所属
・ テレワークなどライフスタイルに応じた多様な働き方に関する市内企業や市民への啓発	商工観光課 男女共同参画推進室
・ 働き方改革に関する市内企業や市民への啓発	商工観光課 男女共同参画推進室

③ 仕事と育児の両立支援

主な取り組み	担当所属
・ 保育の場の提供	保育課
・ 多様な就労形態に対応する保育ニーズへの対応（延長保育、休日保育）	保育課
・ 緊急時の子育てサポート（一時保育、子育て短期支援、病児保育）	子育て支援課 保育課
・ エンゼルサポーター事業、ファミリーサポートセンター、一時預かりサービス等の家事・育児支援	子育て支援課 子育て総合支援センター
・ 留守家庭児童教室の開設及び民間放課後児童クラブへの支援	社会教育スポーツ課
・ 家庭教育学級、企業内家庭教育学級の実施	社会教育スポーツ課
・ 子育てに関する悩みを抱える人の相談対応（子育て世代包括支援センター、家庭教育支援スタッフ等）	子育て総合支援センター 社会教育スポーツ課

・ 男性の育児休業に関する市内企業等への啓発	男女共同参画推進室 商工観光課
------------------------	--------------------

④ 仕事と介護の両立支援

主な取り組み	担当所属
・ 介護サービスの提供	介護保険課
・ 家族の介護が必要になった人の相談対応	高齢福祉課 介護保険課
・ 介護休暇・休業に関する市内企業等への啓発	男女共同参画推進室 商工観光課

目標指標及び目標値

目標指標名	基準値 (R 4)	目標値 (R 9)
30～39歳の女性の就業率	68.2% (※1) (R 2)	70.0% (※2) (R 7)
大垣市内の岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進 エクセレント企業登録社数	17社 (※3)	22社

※1 令和2年国勢調査

※2 令和7年国勢調査

※3 令和4年8月末時点

基本目標3 DVを許さない意識が浸透し安全・安心に暮らせるまち 【大垣市DV対策基本計画】

(1) DV防止



【現状と課題】

本市の相談窓口における令和3年度のDV相談の件数は121件（相談実人数47人）となっています。

市民意識調査では、質問項目としたDV行為（身体的暴力だけでなく精神的な暴力を含む）について、何らかの行為を受けたことがある人は21.5%（男性：13.0%、女性：27.8%）でした。これは、令和2年に全国調査として実施された「男女間における暴力に関する調査」の22.5%と同程度です。

DVについて相談できるところの認知度については、警察・弁護士が72.5%と最も高く、次いで市役所29.2%、岐阜県女性相談センター20.3%となっています。一方、「知らない」と回答した人が16.9%でした。

【施策の方向】

DVの防止及び根絶に向けて、DVについて正しく理解するための啓発や暴力の根絶につながる人権教育、デートDV防止などの若年層に向けた啓発を行い、DV防止意識の醸成に努めます。

また、被害者本人が関係機関へ相談することが最も重要ですが、被害者の周囲の人や相談を受けた人が関係機関へ情報提供することや被害者に相談を促すことも重要です。このため、広く一般市民に対して相談機関・相談窓口の周知を図ります。

【主な施策】

① DV防止に向けた啓発と相談機関・相談窓口の周知

主な取り組み	担当所属
・ DVに関する正しい理解促進と根絶に向けた啓発	男女共同参画推進室
・ 暴力の予防につながる人権教育やデートDV防止などの若年層に向けた啓発	男女共同参画推進室 人権擁護推進室 学校教育課
・ リーフレットの配布等による相談機関・相談窓口の周知	男女共同参画推進室

(2) 相談体制の充実



【現状と課題】

DVは配偶者や恋人など親密な関係の中で起こる暴力のため、潜在化しやすく、児童虐待など家庭内での様々な暴力が重なり合って発生することがあります。

また、外国人については慣習や言葉の違いにより、対応が難しい場合があります。

【施策の方向】

相談窓口で相談者に寄り添いながら、内容に応じて児童虐待等の各種相談窓口と連携するなどのきめ細やかな相談対応を実施します。外国人の相談については外国人相談員による通訳を依頼するなどして支援していきます。

さらに、相談員に対する研修等により相談対応の質の向上を図り、安心して相談できる体制の充実に努めます。

【主な施策】

① 相談体制の充実

主な取り組み	担当所属
・ DVに関する相談窓口での対応	社会福祉課
・ 児童虐待や高齢者、障がい者、外国人の相談窓口との連携	社会福祉課 子育て支援課 高齢福祉課 障がい福祉課 まちづくり推進課
・ 相談員に対する研修の充実等、相談対応の質の向上	社会福祉課

(3) 被害者支援



【現状と課題】

被害者やその家族の身に危険が及ぶなどの深刻な被害が懸念される場合は、緊急の避難場所を確保するなどの対応が必要な場合があります。

また、被害者の状況に応じた支援や被害者の個人情報保護、被害者の子どもに対する心理的ケアなども必要となります。

【施策の方向】

関係機関との連携により被害者の安全確保を図るとともに、被害者情報については住民基本台帳事務に係る支援措置や関係職員に対する個人情報の管理に関する研修を実施するなど、管理を徹底します。

また、生活支援や就労支援など、関係所属と連携し、被害者の自立に向けた支援を行います。

さらに、家庭内でDVに巻き込まれて虐待を受けたり、DVを目の当たりにした子どもについて、保育園や学校等との連携により安全を確保するとともに、関係機関と連携し適切な支援に努めます。

【主な施策】

① 関係機関等の連携による被害者の支援

主な取り組み	担当所属
<ul style="list-style-type: none"> 警察、岐阜県女性相談センターや緊急時における一時保護施設との連携 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 被害者に関する情報共有・ケース検討、関係所属との連携 	社会福祉課 関係所属
<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳事務に係る支援措置の実施 	窓口サービス課
<ul style="list-style-type: none"> 被害者情報の管理の徹底 	社会福祉課 窓口サービス課 行政管理課 情報企画課 関係所属
<ul style="list-style-type: none"> 生活支援や住居、就労、子どもの就学等の支援などDV被害者の自立支援 	社会福祉課 住宅課 商工観光課 学校教育課 保育課 子育て支援課

② 子どもの安全確保と支援

主な取り組み	担当所属
・ 保育園・学校等との連携による子どもの安全確保	社会福祉課 保育課 学校教育課
・ 面前でDVを目撃したことにより心理的虐待を受けた子どもに対する関係機関と連携した適切な支援	子育て支援課 学校教育課

目標指標及び目標値

目標指標名	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)
市民意識調査において、DVに関する相談先を「知らない」と回答した人の割合	16.9%	10.0%
市民意識調査において、DV被害について相談されたときに、相談機関を紹介すると回答した人の割合	—	30.0%

基本目標4 性別等に関わらずひとりひとりが尊重されるまち

(1) 性別等に基づく差別やハラスメントの防止



【現状と課題】

「男は仕事、女は家庭」といった意識は、徐々に減ってきていますが、ときによって「男性の役割」、「女性の役割」や「男らしさ」、「女らしさ」などと言われたり、期待されたりすることがあります。本市の意識調査では、こうしたことについて不快に感じたり、生きづらく感じると答えた人は43.6%（男性28.8%、女性54.9%）ありました。さらに、性的指向や性自認に基づく偏見や差別に苦しんでいる人々がいます。

また、雇用の場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントやパワーハラスメントは、被害者を傷つけ、職場の環境を悪化させます。

【施策の方向】

男女の人権がともに尊重されるとともに、性自認、性的指向に関わらず、その個性と人権が尊重される社会を築いてくため、学習機会を提供するなど啓発を推進します。

また、雇用の場における各種ハラスメント防止のための情報提供など意識啓発を推進します。

【主な施策】

① 男女の人権・性的少数者の人権の尊重

主な取り組み	担当所属
・ 男女の人権・性的少数者についての理解促進に向けた啓発	人権擁護推進室

② 雇用の場における各種ハラスメントの防止のための啓発

主な施策	担当所属
・ 各種ハラスメントを防止するための情報提供・啓発	商工観光課 男女共同参画推進室

(2) 性差やライフステージを踏まえた健康支援



【現状と課題】

性別によって発病しやすい病気があるほか、女性は、妊娠、出産や加齢等により身体の変化がおきやすいため、これを踏まえた健康支援が必要です。

また、人生100年時代において男女の生涯にわたる健康の実現に向けた取り組みが必要です。

【施策の方向】

男女ともに、性差やライフステージに応じた健康の保持・増進を図ることができるよう情報提供や相談体制を整備します。また、妊娠、出産などの状況の変化に応じた支援を行います。

【主な施策】

① 性差に応じた健康支援

主な取り組み	担当所属
・ 乳がん検診、子宮がん検診の受診勧奨	保健センター
・ 健康教育、健康相談による健康支援	保健センター

② 妊娠・出産等に関する健康支援

主な取り組み	担当所属
・ 妊婦健康診査・産婦健康診査の受診勧奨	保健センター
・ すこやか赤ちゃん訪問の実施	保健センター
・ 不妊治療に関する情報提供、相談対応	保健センター

(3) ひとり親家庭への支援



【現状と課題】

令和2年の国勢調査における本市のひとり親世帯は987世帯（母子：894世帯、父子：93世帯）となっています。ひとり親家庭は、子どもの養育や経済面において不安を抱えている場合が多いため、日常生活における支援や経済的支援が必要です。

【施策の方向】

手当の支給や医療費助成などの経済的支援や養育費確保のための手続きに関する経費

の支援を行います。

また、家事や育児などを援助する日常生活支援、就職に有利な資格の取得を援助する自立支援を行います。さらに、ひとり親家庭からの様々な相談に対応するため、母子・父子自立支援相談を実施します。

【主な施策】

① ひとり親家庭への経済的支援

主な取り組み	担当所属
・ 児童扶養手当の支給	子育て支援課
・ ひとり親家庭の医療費の助成	国保医療課

② 養育費確保に関する支援

主な取り組み	担当所属
・ 養育費手続支援事業の実施	子育て支援課

③ 日常生活支援及び自立支援

主な取り組み	担当所属
・ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	子育て支援課
・ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進事業補助金の支給	子育て支援課
・ 母子・父子自立支援相談の実施	子育て総合支援センター

(4) 困難を抱える女性の支援



【現状と課題】

女性は、経済社会における男女の置かれた状況の違い等を背景として、日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱えることがあり、様々な困難を抱える女性に対する支援が必要です。

【施策の方向】

様々な事情により困難な問題を抱える女性が、その事情に応じ、安心して相談できる相談窓口を設置し、相談窓口の周知を図ります。

また、関係機関や関係所属と連携しながら、様々な事情に合わせた支援を行います。

【主な施策】

① 悩みを抱える女性のための相談体制の充実

主な取り組み	担当所属
<ul style="list-style-type: none"> 女性が安心して相談できる相談窓口の設置及び周知 	男女共同参画推進室 関係所属

② 関係機関等の連携による支援体制の充実

主な取り組み	担当所属
<ul style="list-style-type: none"> 様々な事情に合わせた支援を行うための関係機関や各種相談窓口との連携、関係所属間の連携 	男女共同参画推進室 まちづくり推進課 関係所属

目標指標及び目標値

目標指標名	基準値 (R 1)	目標値 (R 9)
悩み事の相談窓口を知っている人の割合 (※)	37.5%	43.5%

※ (別表) 相談窓口一覧

(別表) 相談窓口一覧

	相談窓口	相談内容	担 当
市 の 相 談 窓 口	こころの相談	こころの病などに関する相談	保健センター
	健康相談	大人の健康などに関する相談	各保健センター
	市民相談	市政や市民生活全般の相談	市民相談室
	法律相談	法律問題全般	
	消費生活相談	訪問販売などの契約トラブル、悪質商法、食品・製品に関する疑問や苦情	大垣市消費生活相談室
	人権よろず相談	差別や虐待、パワハラなどの様々な人権問題	人権擁護推進室
	雇用・就労相談	生活相談、職業相談・紹介、求人情報の提供	雇用・就労支援センター (ワークプラザおおがき)
	がん相談支援センター	患者や家族などがんに関する様々な相談	大垣市民病院 よろず相談・地域連携課
	生活支援相談	生活上の悩みや経済的な困りごとに関する相談	大垣市生活支援相談センター(大垣市社会福祉協議会)
	妊産婦のこころとからだの相談	妊産婦の産後うつ等のこころやからだに関する相談	大垣市子育て世代包括支援センター(保健センター)
	子育て相談	子育ての不安や悩み・心配事に関する相談	大垣市子育て世代包括支援センター(子育て総合支援センター)
	乳幼児健康相談	乳幼児の発育・発達などに関する相談	各保健センター
	女性の悩み相談	女性が抱える様々な悩みごとの相談	ハートリンクおおがき
	女性相談	DV等に関する女性の相談	社会福祉課
	教育相談	小・中学生、保護者、教職員の心の悩みに関する相談	教育総合研究所
少年相談	遊び・非行傾向による生活・行動面における相談		

	相談窓口	相談内容	担 当
市の 相 談 窓 口	介護に関する相談	介護に関する悩み、介護予防、権利擁護などの相談	各地域包括支援センター
	障がい者に関する相談	障がい全般に関する相談	障がい福祉課
	発達支援に関する相談	発達の気になる子どもに関する相談	子育て支援課 保健センター
国 ・ 県 ・ 関 係 機 関 の 相 談 窓 口	こころの健康相談統一ダイヤル	こころの健康に関する相談	厚生労働省
	こころほっとライン	メンタルヘルス不調、過重労働による健康被害の電話相談	
	自殺予防いのちの電話	自殺予防のための電話相談	日本いのちの電話連盟
	こころの健康などの相談	こころの健康、アルコール関連、薬物乱用関連、ひきこもりなどに関する相談	岐阜県精神保健福祉センター
	こころの相談	精神科医師による相談	西濃保健所
	労働に関する相談	就職活動の悩み、対人関係の不安など労働に関する総合的な相談	大垣労働基準監督署 ハローワーク大垣
	法的トラブル	法的トラブルの解決	法テラス
	消費者ホットライン	消費生活全般の苦情・問い合わせ	消費者庁
	DV相談+（プラス）	配偶者からの暴力被害者支援	内閣府
	女性の人権ホットライン	セクハラ、DVなど女性の人権問題	法務省
	24時間子供SOSダイヤル	いじめなど子どものSOS	文部科学省
	子どもの人権110番	いじめ、虐待など子どもの人権問題	法務省
	子ども・若者総合相談窓口	39歳までの子ども・若者等のひきこもり、不登校、進路、就労等に関する相談	岐阜県青少年SOSセンター
教育相談ほほえみダイヤル	いじめ、不登校、学習、進路、親子関係などに関する相談	岐阜県総合教育センター	
子どもに関する相談	発達、不登校やいじめ、非行、養護（虐待含む）など、18歳未満の子どもに関する相談	西濃子ども相談センター	

第4章 プランの推進体制と役割分担

1 推進体制



「めざす姿」の実現に向け、本プランを実行性のあるものとしていくため、次の体制のもとにプランを推進していきます。

(1) 大垣市男女共同参画推進審議会

「大垣市男女共同参画推進条例」第19条の規定に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため設置されている「大垣市男女共同参画推進審議会」には、毎年度プランの進捗状況等を報告し、適切かつ効果的な提言をいただきます。

(2) 大垣市男女共同参画プラン行政推進委員会

本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策について、総合的かつ効率的な推進を図るため、庁内組織として設置されている「大垣市男女共同参画プラン行政推進委員会」には、毎年度プランの進捗状況等を報告し、必要に応じて横断的な検討・調整を行い、施策の展開を図ります。

2 推進拠点（大垣市男女共同参画センター）

「大垣市男女共同参画センター（ハートリンクおおがき）」を、男女共同参画の推進に関する取組を支援する活動拠点として、男女共同参画社会に関する情報発信や研修事業、相談機能について、一層の充実を図ります。

3 関係団体等との連携

地域全体で取組を進めていく必要があるため、男女共同参画推進団体等をはじめとする関係団体や関係行政機関等と連携してプランの推進を図ります。

4 役割分担

市民、事業者、市それぞれが男女共同参画についての理解を深め、主体的に取り組むとともに、それぞれが役割を果たしながら、互いに連携・協働して取り組むことが重要です。

(1) 市民の責務

- ・ 市民は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- ・ 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(2) 事業者の責務

- ・ 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進を阻害する要因の解消及び男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に努めなければならない。
- ・ 事業者は、男女が事業活動と家庭生活及び地域における活動を両立できるように環境の整備に努めなければならない。
- ・ 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(3) 市の責務

- ・ 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。
- ・ 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・ 市は、男女共同参画の推進にあたり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。